

第7期行橋市障がい福祉計画及び 第3期行橋市障がい児福祉計画

(令和6年度～令和8年度)

令和6年3月

行 橋 市

はじめに

障がい福祉を取り巻く環境は、高齢化や障がいの重度化、特性に応じた切れ目のない支援の必要性などを背景に多様化・複雑化しています。また、親亡き後を見据えた様々な分野との連携による包括的な支援体制の構築など、地域ぐるみでの対応が求められています。



障がい福祉施策においては、令和3年に「障害者差別解消法」の改正、令和4年には、障がいや難病を抱えていても安心して暮らせる、地域共生社会を構築するため、「障害者総合支援法」が改正されました。これに合わせて、関連する法律（「障害者雇用促進法」「精神保健福祉法」「難病法」「児童福祉法」）も改正されるなど、様々な法整備が進められています。

このような状況に対応するため、本市における、令和6年度から令和8年度までの障がい（児）福祉サービスに関する目標値や見込量を定めた「第7期行橋市障がい福祉計画及び第3期行橋市障がい児福祉計画」を策定いたしました。

「障がいのある人が身近な地域で継続して暮らせる共生社会の実現」の理念のもと、障がいのある人にとって、あたりまえに暮らすことのできる地域を実現していくには、どのようなサービスがどの程度必要とされるのか、あるいは障がいのある子どもが地域であたりまえに暮らしていくためにどのような支援がどれだけ見込まれるのか、今後の3年間を見通して、障がい福祉施策に取り組んでいくための計画となります。市民の皆様をはじめ、各関係機関や関係団体等と連携を図り、協力しながら、本計画の着実な推進に取り組んでまいります。

計画の策定にあたって、熱心にご審議いただきました行橋市障がい福祉計画策定委員会及び行橋市地域自立支援協議会の皆様並びに専門部会の皆様をはじめ、貴重なご意見をお寄せいただきました市民の皆様や、関係者の方々に心より厚くお礼申し上げます。

令和6年3月

行橋市長 工藤 政宏

目次

総論

第1章 計画策定にあたって	1
1 計画策定の背景と目的.....	1
2 計画の位置づけ	2
(1) 障がい福祉計画・障がい児福祉計画.....	2
(2) 他の計画との関係性.....	2
3 計画の期間	3
4 計画策定の体制と過程.....	3
(1) 行橋市地域自立支援協議会（行橋市障がい福祉計画策定委員会）での検討.....	3
(2) パブリックコメントの実施.....	3
第2章 行橋市の障がいのある人の状況	4
1 人口・世帯の状況.....	4
(1) 人口の状況.....	4
(2) 世帯の状況.....	5
2 障がいのある人の状況.....	6
(1) 障がい者手帳所持者の状況.....	6
(2) 身体障がい者の状況.....	8
(3) 知的障がい者の状況.....	10
(4) 精神障がい者の状況.....	11
(5) 障がい支援区分認定の状況.....	13
(6) 障がいのある子どもに対する支援の状況.....	14
3 第6期計画の進捗状況.....	15
(1) 福祉施設入所者の地域生活への移行.....	15
(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築.....	15
(3) 地域生活支援拠点等の整備.....	16
(4) 福祉施設から一般就労への移行.....	17
(5) 障がいのある子どもに対する支援の提供体制の整備等.....	17
(6) 相談支援体制の充実・強化等.....	18
(7) 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに係る体制の構築.....	18
(8) 発達障がい者等に対する支援.....	19
(9) 第6期計画における障がい福祉サービス等の実績.....	20
(10) 第6期計画における地域生活支援事業の実績.....	25

第3章 計画の基本的な考え方	27
1 基本理念	27
2 基本目標	27
(1) 地域生活への移行、地域生活の継続を支援する環境づくり	27
(2) 自分らしく働くことのできる環境づくり	28
(3) 地域の中でともに生きる仕組みづくり	28
(4) 安心して暮らせる仕組みづくり	28
(5) 障がいのある子どもに対する支援の充実	29
(6) 災害時における支援体制の整備	29
3 令和8年度に向けた成果目標	30
(1) 福祉施設入所者の地域生活への移行	30
(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	31
(3) 地域生活支援の充実	32
(4) 福祉施設から一般就労への移行等	33
(5) 障がいのある子どもに対する支援の提供体制の整備等	34
(6) 相談支援体制の充実・強化等	35
(7) 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに係る体制の構築	36

各 論

第1章 障害者総合支援法及び児童福祉法に基づくサービス体系	37
第2章 障がい福祉サービスの見込量と確保策	38
1 訪問系サービス	38
2 日中活動系サービス	40
3 居住系サービス	43
4 相談支援	44
5 障がい福祉サービス・相談支援 見込量一覧	45
第3章 地域生活支援事業の見込量と確保策	46
1 必須事業	46
2 任意事業	52
3 地域生活支援事業 見込量一覧	54
第4章 障がい児通所支援事業等の見込量と確保策	55
1 障がい児通所支援	55
2 障がい児相談支援	57
3 障がい児通所支援事業等 見込量一覧	58

第5章 権利擁護体制の充実	59
1 権利擁護支援の連携強化と本人を見守る「チーム」体制の整備.....	59
2 権利擁護関連事業の活用促進.....	60
(1) 成年後見制度利用支援事業.....	60
(2) 法人後見事業.....	60
(3) 日常生活自立支援事業.....	60
第6章 サービスの円滑な実施に向けて	61
1 障がいのある人の地域生活を支えるネットワークの構築.....	61
2 障害者総合支援法及び児童福祉法の周知.....	63
3 公平・公正な区分認定審査の実施.....	63
4 「行橋市障がい者福祉長期計画」に基づく障がい者施策全般の推進.....	63
第7章 計画の推進	64
1 計画の点検・評価と進行管理.....	64
2 障がい福祉サービス事業所等整備の検討.....	64
3 市民・関係団体等との協働体制づくり.....	64
4 県・近隣市町村との連携.....	64
資料編	
1 計画策定の経緯	65
2 行橋市地域自立支援協議会設置要綱.....	66
3 行橋市地域自立支援協議会 委員名簿.....	68

総論

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景と目的

障害者基本法第1条は、すべての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障がいのある人の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進することが同法の目的である旨を規定しています。

平成18年4月に障害者自立支援法が施行され、全国の都道府県及び市町村において、「障がい福祉計画」の策定が義務付けられました。また、身体障がい及び知的障がいのある人に加え、支援費制度の対象となっていなかった精神障がいのある人も含めた一元的な制度が確立しました。

平成25年4月には、障害者自立支援法が改正され、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下、「障害者総合支援法」という。）が施行され、障がいのある人の範囲に難病等が加わりました。

また、平成30年4月には、障害者総合支援法及び児童福祉法が改正され、障がいのある子どもに提供されるサービスについても、円滑な実施を確保するため、「障がい児福祉計画」を定めることが義務付けられました。

本市においては、こうした動向に合わせ、障害者自立支援法（平成25年度以降は障害者総合支援法）に基づく「第1期行橋市障害福祉計画」（平成18年度～20年度）から「第6期行橋市障がい福祉計画」（令和3年度～令和5年度）、児童福祉法に基づく「第1期行橋市障がい児福祉計画」（平成30年度～令和2年度）から「第2期行橋市障がい児福祉計画」（令和3年度～令和5年度）により、障がい者施策の推進ならびに障がいのある人や障がいのある子どもを支援するサービスの充実を図ってきました。

本計画は、「第6期行橋市障がい福祉計画及び第2期行橋市障がい児福祉計画」の計画期間が終了になることから、国の制度改正や県の施策動向、本市の障がいのある人や障がいのある子どもを取り巻く環境の変化を踏まえ、新たに策定した「第7期行橋市障がい福祉計画及び第3期行橋市障がい児福祉計画」（以下、「本計画」という。）となります。

本市では本計画に基づき、必要な障がい福祉サービスや相談支援が地域において適切に提供されるよう、数値目標やサービス見込み量を設定し、地域のサービス事業者等と連携して、サービスの基盤整備に取り組んでいきます。

2 計画の位置づけ

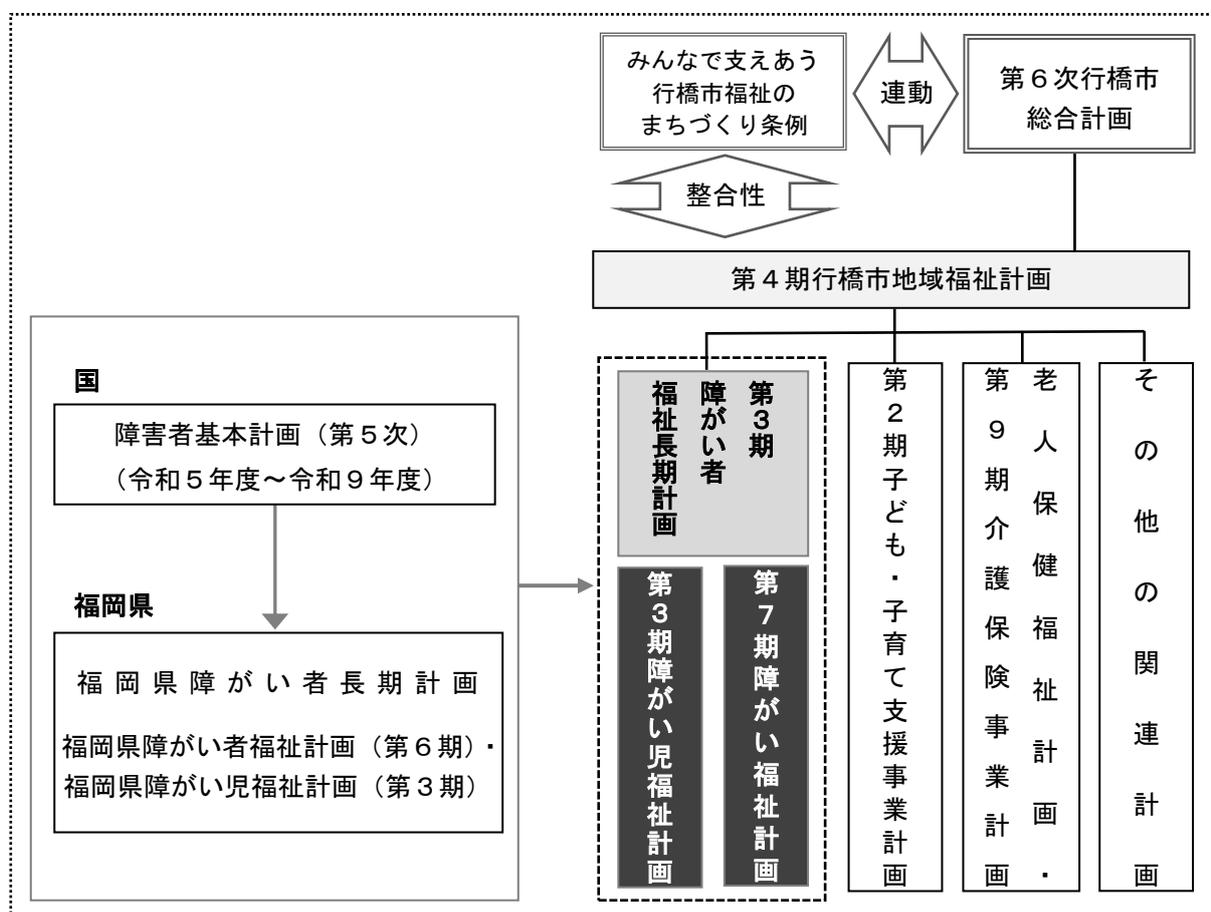
(1) 障がい福祉計画・障がい児福祉計画

本計画は、障害者総合支援法第88条に規定される「市町村障害福祉計画」及び児童福祉法第33条の20に規定される「市町村障害児福祉計画」です。国の基本指針に基づき、障がいのある人や障がいのある子どもの地域生活を支援するためのサービス基盤等に関わる成果目標を設定するとともに、サービスの必要量を見込み、その提供体制の確保を図るための計画です。

(2) 他の計画との関係性

本計画は、「障害者基本法」(第11条第3項)に基づく「市町村障害者計画」として、障がいのある人の生活全般に関わる行政施策の基本方針を定める「行橋市障がい者福祉長期計画(第3期)」の下位計画と位置づけられ、本市の最上位計画である「第6次行橋市総合計画」、及び高齢者、障がい者、児童福祉等の福祉分野全般に共通する地域福祉の理念や地域福祉推進の基本方針等を定めた「第4期行橋市地域福祉計画」等の関連計画と整合性を図るものです。

< 計画の位置づけ >



3 計画の期間

本計画は、障害者総合支援法の規定に基づき、令和6年度～8年度を計画期間とします。ただし、社会情勢の変化や法改正、新たな障がい者施策の施行等により、計画期間中において計画を見直すことがあります。

< 計画の期間 >

年 度	2018 平成 30	2019 令和 元	2020 令和 2	2021 令和 3	2022 令和 4	2023 令和 5	2024 令和 6	2025 令和 7	2026 令和 8	2027 令和 9	2028 令和 10
障がい者福祉 長期計画		第3期									
障がい福祉計画		第5期		第6期		第7期					
障がい児福祉計画		第1期		第2期		第3期					

4 計画策定の体制と過程

(1) 行橋市地域自立支援協議会（行橋市障がい福祉計画策定委員会）での検討

本計画は、障がい福祉有識者や関係団体の代表者等で組織する「行橋市地域自立支援協議会」を「行橋市障がい福祉計画策定委員会」に切り替えて、障がい福祉計画等の策定に関する事項を調査、審議しました。

また、「行橋市地域自立支援協議会」では、「就労支援部会」「相談支援部会」「子ども支援部会」の3分野の「専門部会」を設置しており、当該部会においても、障がい福祉サービス等の基盤整備に関わる課題や必要な対策等に関する意見交換や検討を行いました。

(2) パブリックコメントの実施

令和6年3月1日～令和6年3月15日まで、計画原案を公表し意見を聴取する「市民意見提出手続（パブリックコメント）」を実施しました。

第2章 行橋市の障がいのある人の状況

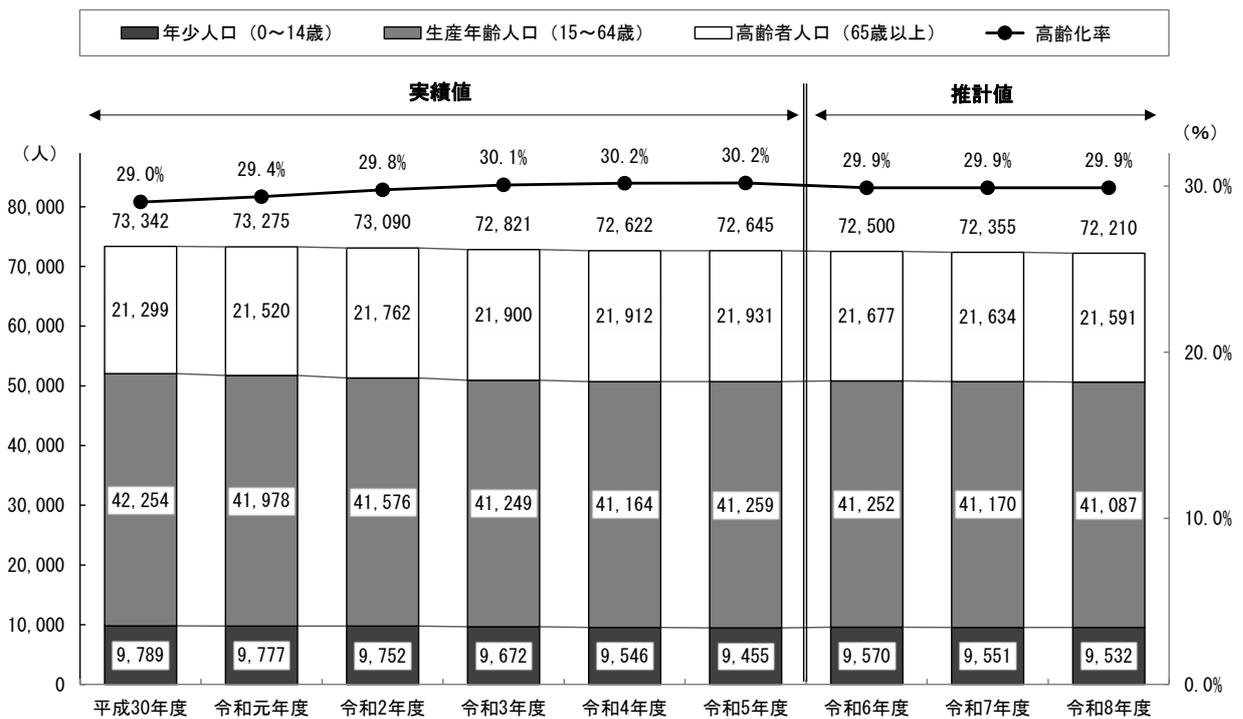
1 人口・世帯の状況

(1) 人口の状況

本市の総人口は令和5年9月末日現在で72,645人となっています。平成30年度から令和4年度にかけて緩やかに減少していましたが、令和5年度には増加に転じました。

年齢3区分で見ると、年少人口（0～14歳）と生産年齢人口（15～64歳）は減少傾向にありますが、高齢者人口（65歳以上）は増加しており、少子・高齢化が進行しています。

＜ 総人口・年齢3区分別人口の推移 ＞



資料：住民基本台帳（各年度9月末日時点）
 ※推計値は地域福祉課調べ

(2) 世帯の状況

本市の世帯構成の推移をみると、一般世帯数は増加傾向にあり、平成2年から令和2年の30年間で9,570世帯増加しています。

内訳をみると、核家族世帯（夫婦とその未婚の子、夫婦のみ、父親または母親とその未婚の子のいずれかからなる世帯）の一般世帯に占める割合は平成2年の68.6%から令和2年で60.9%まで減少しています。核家族世帯に占める高齢者夫婦のみの世帯の割合をみると、平成2年の8.6%から令和2年の24.0%に増加しています。

単独世帯（ひとり暮らしの世帯）をみると、平成2年の3,216世帯が令和2年では9,958世帯となっており、30年間で6,742世帯増加しています。単独世帯に占める高齢者のひとり暮らし世帯の割合をみると、平成2年の32.5%から令和2年では41.5%と増加しています。

高齢者世帯を中心に世帯の小規模化が進行している様子が見えます。

< 世帯構成の推移 >

単位：世帯

	一般世帯数	核家族世帯数	高齢者夫婦のみ (夫65歳以上、妻60歳以上の夫婦のみの世帯)	単独世帯数	高齢者ひとり暮らし (65歳以上のひとりの世帯)
平成2年 (1990)	20,835 100.0%	14,291 68.6% 100.0%	1,224 5.9% 8.6%	3,216 15.4% 100.0%	1,044 5.0% 32.5%
平成7年 (1995)	22,668 100.0%	15,583 68.7% 100.0%	2,017 8.9% 12.9%	3,883 17.1% 100.0%	1,395 6.2% 35.9%
平成12年 (2000)	24,652 100.0%	16,673 67.6% 100.0%	2,338 9.5% 14.0%	4,886 19.8% 100.0%	1,998 8.1% 40.9%
平成17年 (2005)	25,672 100.0%	17,190 67.0% 100.0%	2,834 11.0% 16.5%	5,482 21.4% 100.0%	2,415 9.4% 44.1%
平成22年 (2010)	27,574 100.0%	17,619 63.9% 100.0%	3,383 12.3% 19.2%	7,208 26.1% 100.0%	2,968 10.8% 41.2%
平成27年 (2015)	28,582 100.0%	18,129 63.4% 100.0%	4,043 14.1% 22.3%	8,132 28.5% 100.0%	3,637 12.7% 44.7%
令和2年 (2020)	30,405 100.0%	18,503 60.9% 100.0%	4,435 14.6% 24.0%	9,958 32.8% 100.0%	4,132 13.6% 41.5%

資料：国勢調査

2 障がいのある人の状況

(1) 障がい者手帳所持者の状況

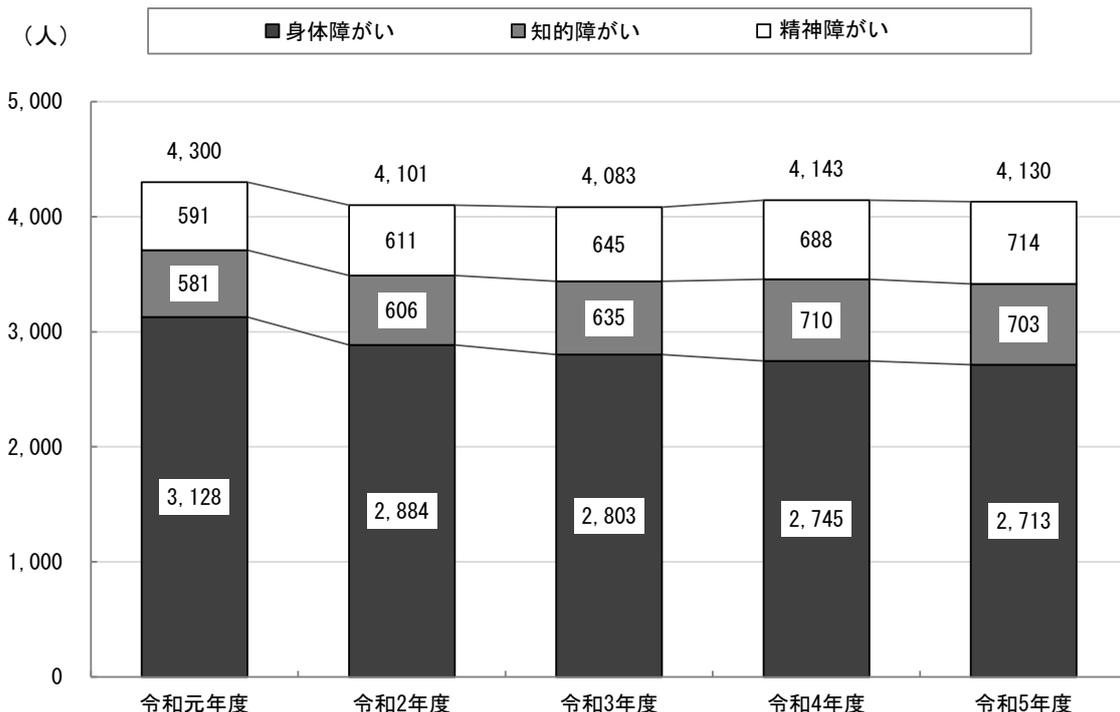
令和5年度の障がい者手帳所持者は4,130人（身体障がい2,713人、知的障がい703人、精神障がい714人）となっており、令和2年度以降横ばいで推移しています。

総人口に占める障がい者手帳所持者の割合は、令和5年度では5.7%となっており、令和元年度以降横ばいで推移しています。

18歳未満の障がいのある子どもについては、「身体障がい」は近年62人から76人で推移していますが、「知的障がい」「精神障がい」は増加しています。

18歳以上の障がいのある人については、「身体障がい」が減少しており、「知的障がい」「精神障がい」が増加傾向にあります。

< 障がい者手帳所持者の推移 >



資料：地域福祉課調べ（各年度末時点）

※令和5年度のみ10月1日時点

※2種類以上の手帳を取得している人は、それぞれに計上している（合計は重複所持者を含む）

＜ 総人口に占める障がいのある人の割合の推移 ＞

単位：人

区分	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
総人口	73,275	73,090	72,821	72,622	72,645
身体障がい	3,128	2,884	2,803	2,745	2,713
構成比	4.3%	3.9%	3.8%	3.8%	3.7%
知的障がい	581	606	635	710	703
構成比	0.8%	0.8%	0.9%	1.0%	1.0%
精神障がい	591	611	645	688	714
構成比	0.8%	0.8%	0.9%	0.9%	1.0%
障がい者計	4,300	4,101	4,083	4,143	4,130
総人口に占める割合	5.9%	5.6%	5.6%	5.7%	5.7%

資料：地域福祉課調べ（各年度末時点）

※令和5年度のみ10月1日時点

※2種類以上の手帳を取得している人は、それぞれに計上している（合計は重複所持者を含む）

＜ 障がいのある人の年齢構成 ＞

単位：人

区分	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	
合計	4,300	4,101	4,083	4,143	4,130	
身体障がい	18歳未満	76	62	64	66	64
	18歳以上	3,052	2,822	2,739	2,679	2,649
知的障がい	18歳未満	163	162	166	180	180
	18歳以上	418	444	469	530	523
精神障がい	18歳未満	8	7	7	10	11
	18歳以上	583	604	638	678	703

資料：地域福祉課調べ（各年度末時点）

※令和5年度のみ10月1日時点

※2種類以上の手帳を取得している人は、それぞれに計上している（合計は重複所持者を含む）

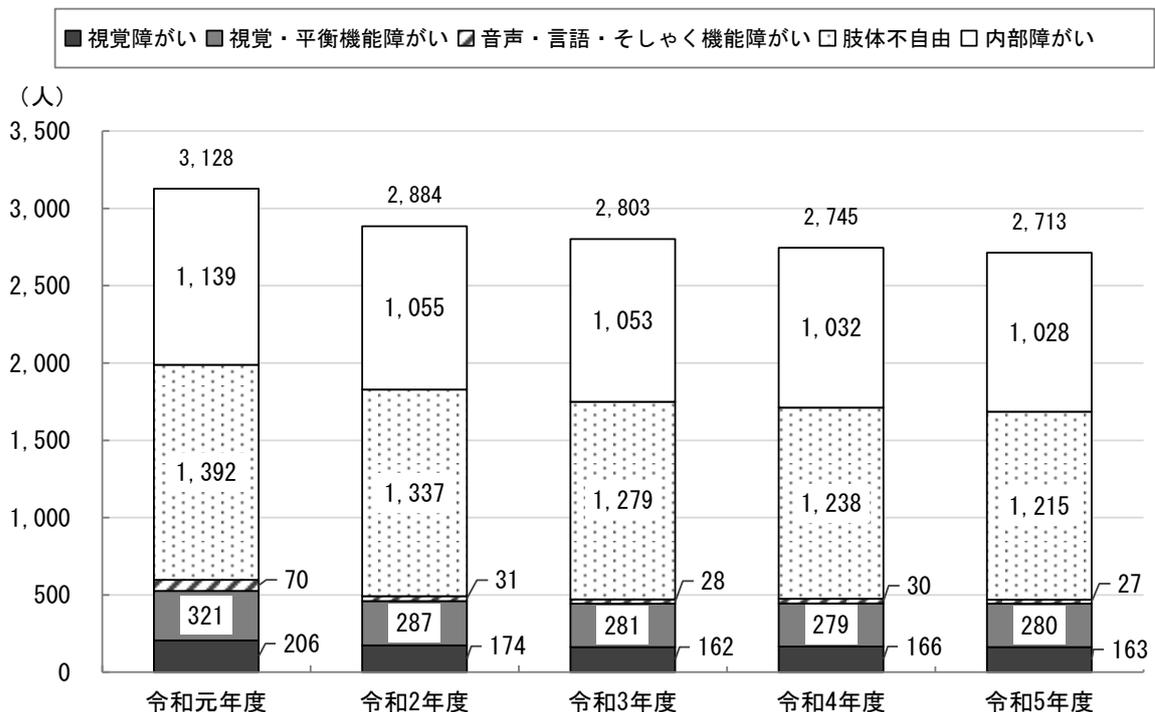
(2) 身体障がい者の状況

令和5年度の身体障がい者は 2,713 人となっており、令和元年度以降減少しています。

障がい種別にみると、「肢体不自由」と「内部障がい」が多く、全体の約8割を占めています。

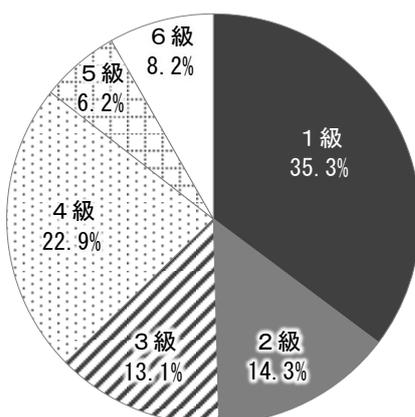
手帳の等級別にみると、「1級・2級」の重度障がい者が、全体のおよそ半数を占めています。

＜ 身体障がい者（種類別）の推移 ＞

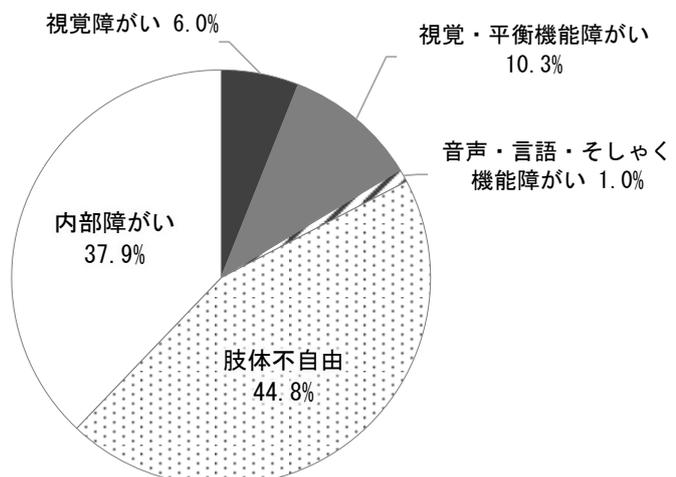


資料：地域福祉課調べ（各年度末時点）
※令和5年度のみ10月1日時点

＜ 身体障がい者の等級別構成比 ＞
（令和5年度）



＜ 身体障がい者の種別構成比 ＞
（令和5年度）



資料：地域福祉課調べ

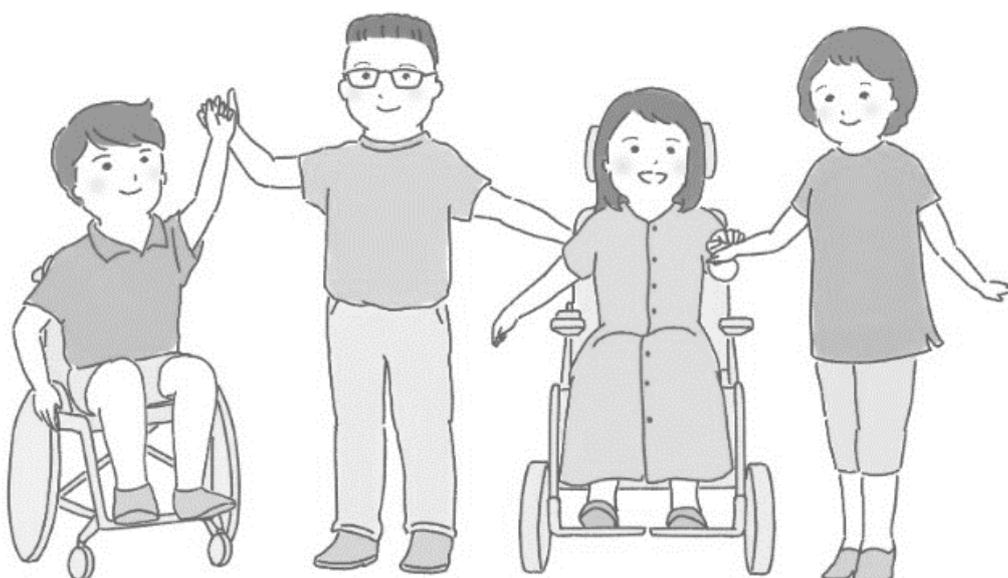
＜ 障がいのある人の年齢別・等級別・種別構成比 ＞

単位:人

区分		令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和5年度 (2023)
合計		3,128	2,884	2,803	2,745	2,713	100.0%
年代別	18歳未満	76	62	64	66	64	2.4%
	18歳以上	3,052	2,822	2,739	2,679	2,649	97.6%
障がい 程度別	1級	1,006	973	936	965	957	35.3%
	2級	460	422	437	392	388	14.3%
	3級	482	412	387	362	355	13.1%
	4級	699	675	648	623	622	22.9%
	5級	200	171	173	175	168	6.2%
	6級	281	231	222	228	223	8.2%
障がい 種別	視覚障がい	206	174	162	166	163	6.0%
	視覚・平衡機能障がい	321	287	281	279	280	10.3%
	音声・言語・そしゃく機能障がい	70	31	28	30	27	1.0%
	肢体不自由	1,392	1,337	1,279	1,238	1,215	44.8%
	内部障がい	1,139	1,055	1,053	1,032	1,028	37.9%

資料：地域福祉課調べ（各年度末時点）

※令和5年度のみ10月1日時点

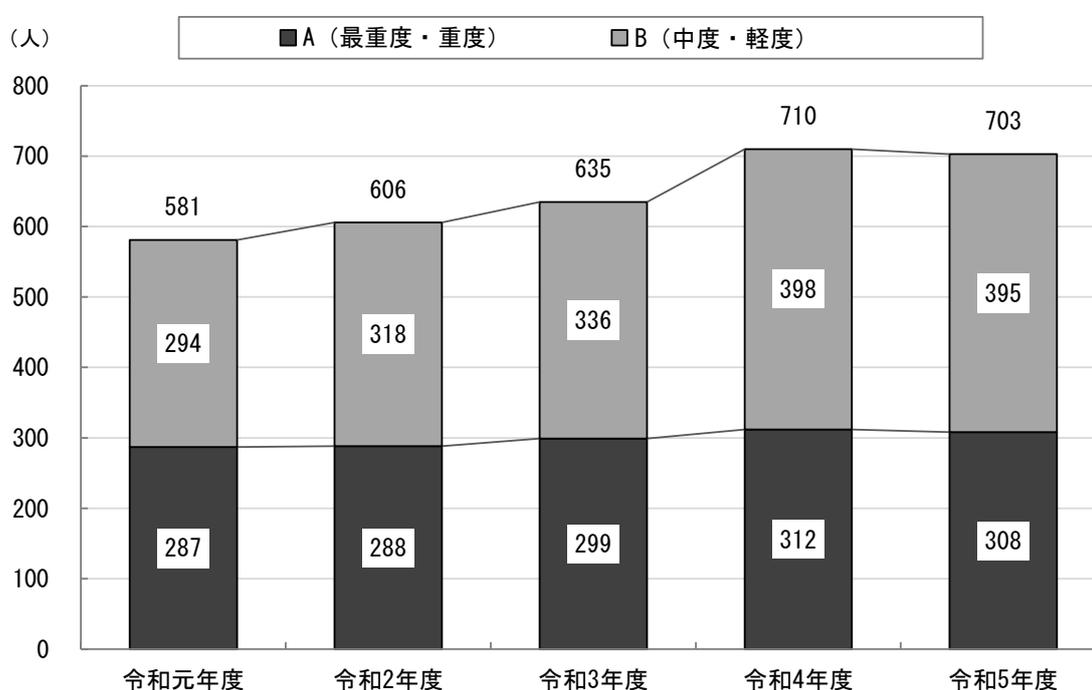


(3) 知的障がい者の状況

令和5年度の知的障がい者は703人となっており、令和元年度以降増加傾向にあります。

障がい程度別にみると、A（最重度・重度）は令和5年度で308人となっており、令和元年度から令和5年度の4年間で21人増加しています。B（中度・軽度）は令和5年度で395人となっており、令和元年度から令和5年度の4年間で101人増加しています。

< 知的障がい者の推移 >



資料：地域福祉課調べ（各年度末時点）
 ※令和5年度のみ10月1日時点

単位：人

区分		令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和5年度 (2023)
合計		581	606	635	710	703	100.0%
年代別	18歳未満	163	162	166	180	180	25.6%
	18歳以上	418	444	469	530	523	74.4%
障がい程度別	A(最重度・重度)	287	288	299	312	308	43.8%
	B(中・軽度)	294	318	336	398	395	56.2%

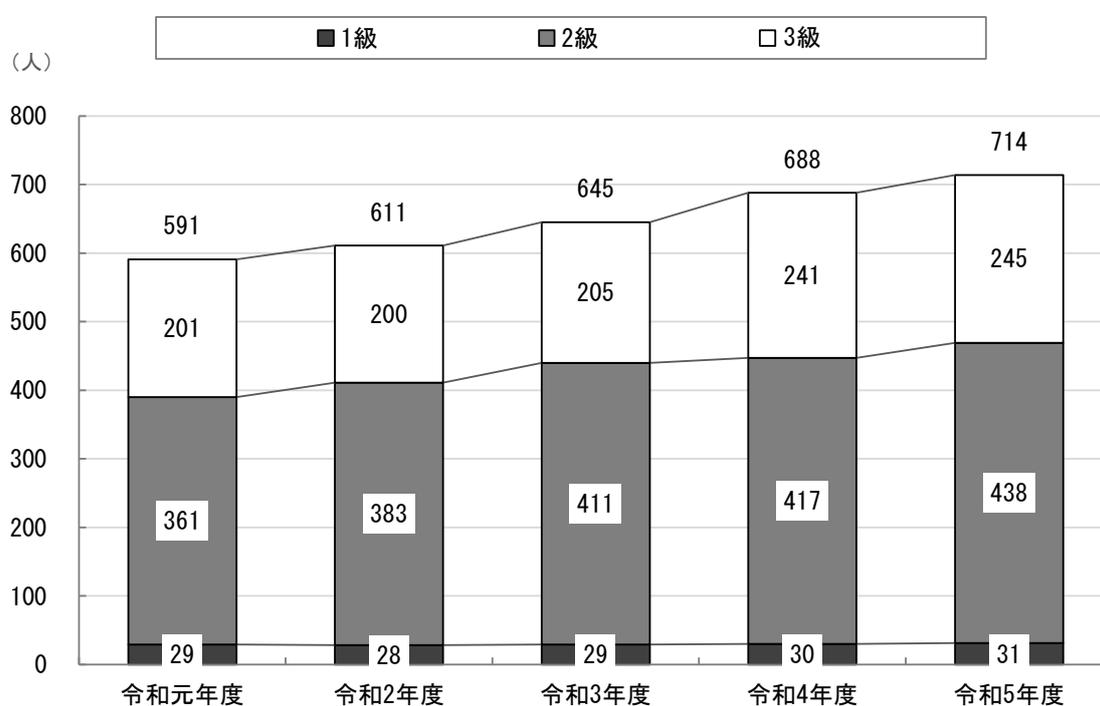
(4) 精神障がい者の状況

令和5年度の精神障がい者は714人となっており、令和元年度以降増加しています。

等級別にみると、1級は横ばいで推移していますが、2級と3級は増加しています。

等級別の構成比をみると、令和5年度では全体の6割を2級が占めています。

< 精神障がい者の推移 >



資料：地域福祉課調べ（各年度末時点）
※令和5年度のみ10月1日時点

単位：人

区分		令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和5年度 (2023)
合計		591	611	645	688	714	100.0%
年代別	18歳未満	8	7	7	10	11	1.5%
	18歳以上	583	604	638	678	703	98.5%
障がい 程度別	1級	29	28	29	30	31	4.3%
	2級	361	383	411	417	438	61.3%
	3級	201	200	205	241	245	34.3%

自立支援医療（精神通院医療）受給者数の推移をみると、令和元年度に1,223人であったものが、令和5年度には1,423人となり、200人増加しています。

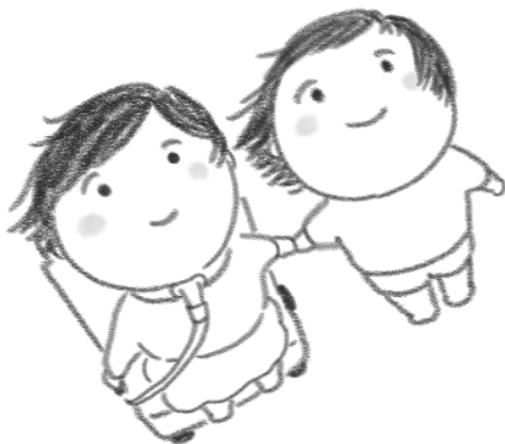
< 自立支援医療（精神通院医療）受給者数の推移 >

単位：人

区分	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
自立支援医療(精神通院医療)受給者数	1,223	1,149	1,340	1,439	1,423

資料：福岡県（各年度末時点）

※令和5年度のみ地域福祉課調べ（10月1日時点）

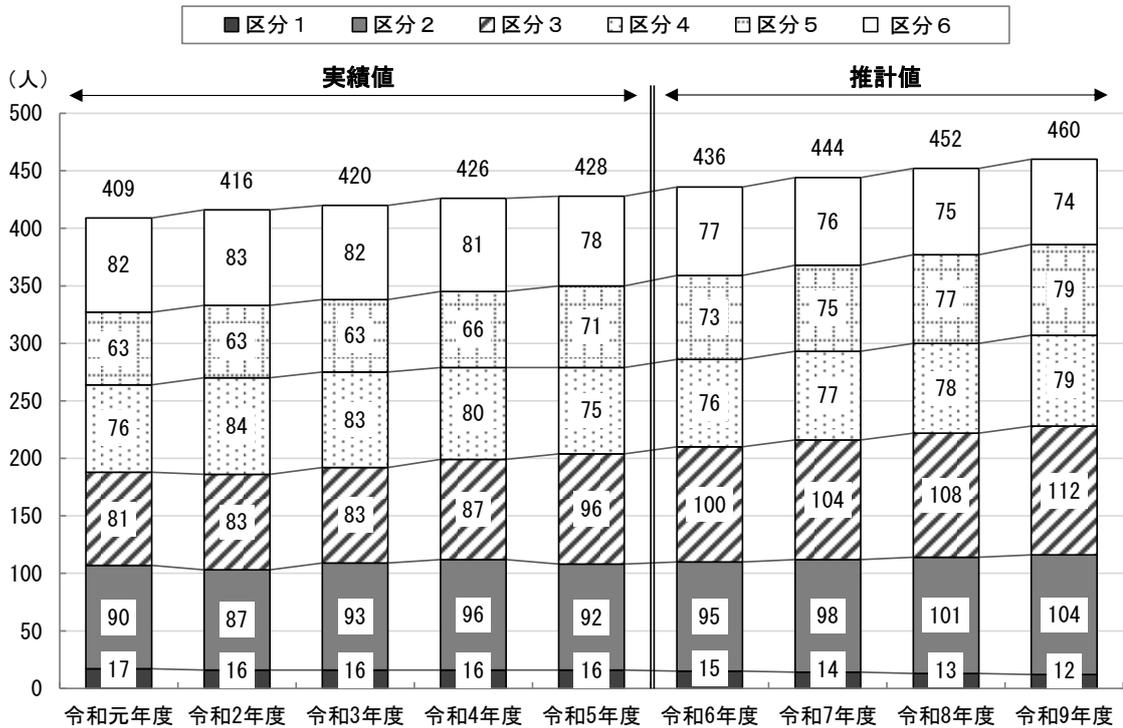


(5) 障がい支援区分認定の状況

令和5年度の障がい支援区分認定を受けている人は428人となっており、令和元年度以降増加しています。

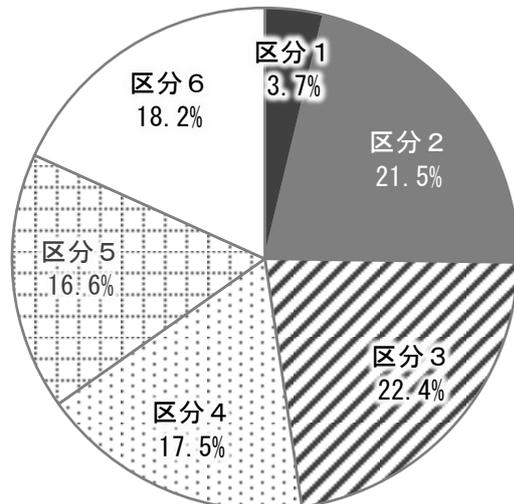
区分の構成比をみると、令和5年度では区分3が22.4%と最も高く、次いで区分2が21.5%、障がいの程度が最も高い区分6が18.2%と続いています。

< 障がい支援区分認定の推移 >



資料：地域福祉課調べ（各年度末時点）
※令和5年度のみ10月1日時点

< 障がい支援区分認定の構成比 >
(令和5年度)



(6) 障がいのある子どもに対する支援の状況

1) 就学の状況

本市の小学校の児童数、中学校の生徒数、特別支援学級の児童数、生徒数はいずれも増加傾向にあります。

令和5年度は、小学校の児童数 3,988 人のうち、特別支援学級の児童数は225人、中学校の生徒数 1,801 人のうち、特別支援学級の生徒数は109人となっています。

< 就学の状況 >

単位:人

区分	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
市内小学校数	11	11	11	11	11	11
学級数	173	177	178	178	182	182
うち特別支援学級数	36	40	39	39	41	42
児童数	3,899	3,903	3,975	3,971	3,989	3,988
うち特別支援学級の児童数	171	184	198	202	210	225
市内中学校数	6	6	6	6	6	6
学級数	65	65	70	73	75	75
うち特別支援学級数	15	14	17	19	22	21
生徒数	1,724	1,706	1,699	1,764	1,767	1,801
うち特別支援学級の生徒数	64	73	86	102	102	109

資料：地域福祉課調べ（各年度末時点）

※令和5年度のみ10月1日時点

2) 巡回相談の状況

本市では、市内の保育所（園）・幼稚園や小学校を専門相談員等が巡回訪問し、発達が気になる児童を発見し、早い段階からの支援に繋がっています。

< 巡回相談の状況 >

単位:人

区分	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	
保育所(園) ・幼稚園	延人数(要観察児)	819	747	855	1,344	1,334	-
小学校	訪問小学校数	11	9	11	9	9	9
	延べ訪問回数	81	57	60	42	62	39

資料：地域福祉課調べ（各年度末時点）

※令和5年度のみ10月1日時点

3 第6期計画の進捗状況

第6期計画における令和5年度末までの目標値や、障がい福祉サービス等の必要量見込みに対する進捗状況は以下のとおりです。

(1) 福祉施設入所者の地域生活への移行

福祉施設入所者の地域生活への移行者数については、目標値には到達していませんが、令和6年3月31日に向けて、順調に地域移行が進んでいます。

施設入所者数の目標値については、令和5年3月末時点で既に目標値を達成している状況です。

項目	目標値(令和6年3月31日)	実績(令和5年3月31日)
令和元年度末時点の施設入所者の6%以上が地域生活へ移行	移行者数…「6人」	移行者数…「5人」
令和元年度末時点の施設入所者数から1.6%以上削減	施設入所者数…「89人」 (削減見込 2人) (令和元年度末時点 91人)	施設入所者数…「84人」

※「地域生活への移行」：施設入所者が施設を退所し、生活の拠点をグループホームや福祉ホーム、公営住宅等の一般住宅へ移行すること

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がい者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしができるよう、精神障がい者にも対応した地域包括ケアの構築をめざしましたが、令和5年3月末時点では、未整備となっています。

項目	目標値(令和6年3月31日)	実績(令和5年3月31日)
保健、医療、福祉関係者による協議の場の開催回数	年1回以上	0回
保健、医療、福祉、介護、当事者、家族等の関係者ごとの参加人数	各分野から1名以上の参加	0人
保健、医療、福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	年1回以上	0回

また、精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築にあたり、基盤整備の過不足を把握するため、精神障がい者の地域移行や地域生活継続に関わる障がい福祉サービスの利用状況について、指標を定めました。共同生活援助及び自立生活援助の利用者数については、令和5年3月末時点で既に目標値を達成している状況です。

項目	目標値			実績		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
精神障がい者の地域移行支援の利用者数(人/月)	1	1	1	1	0	0
精神障がい者の地域定着支援の利用者数(人/月)	1	1	1	0	0	0
精神障がい者の共同生活援助の利用者数(人/月)	91	95	99	121	128	139
精神障がい者の自立生活援助の利用者数(人/月)	2	2	2	7	6	2

(3) 地域生活支援拠点等の整備

障がいのある人の高齢化・重度化や「親亡き後」も見据え、障がいのある人や障がいのある子どもが住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、様々な支援を切れ目なく提供できる仕組みを構築するため、地域生活支援拠点の整備を積極的に推進しており、令和5年3月末時点で既に目標値を達成しています。

項目	目標値(令和6年3月31日)	実績(令和5年3月31日)
令和5年度末までに市内に1つ以上の地域生活支援拠点等を整備	市内に地域生活支援拠点を1つ以上の整備	5



(4) 福祉施設から一般就労への移行

就労継続支援A型を通じた移行者数については、令和5年3月末時点で目標値を達成していますが、就労移行支援事業を通じた移行者数、就労継続支援B型を通じた移行者数については、目標を下回っており、このことから、一般就労への移行実績について、目標値を下回っている状況です。

また、就労定着支援事業の利用についても、目標値を下回っていますが、就労定着率が8割以上の就労定着支援事業所を全体の7割以上とすることについては、令和5年3月末時点で既に目標を達成しています。

項目	目標値(令和6年3月31日)	実績(令和5年3月31日)
令和元年度の一般就労への移行者実績の1.27倍以上	令和5年度の一般就労への移行者数…「17人」	13人
就労移行支援事業を通じた移行者数を1.30倍以上	令和5年度末の就労移行支援利用者数…「10人」	7人
就労継続支援A型を通じた移行者数を1.26倍以上	令和5年度末の就労継続支援A型利用者数…「3人」	4人
就労継続支援B型を通じた移行者数を1.23倍以上	令和5年度末の就労継続支援B型利用者数…「4人」	2人
就労移行支援事業等を通じて一般就労へ移行する者のうち、7割以上が就労定着支援事業を利用	令和5年度末の就労定着支援利用者数…「12人」	7人
就労定着率が8割以上の就労定着支援事業所を全体の7割以上	「1事業所以上」	1事業所

(5) 障がいのある子どもに対する支援の提供体制の整備等

令和5年3月末時点で概ね、目標を達成していますが、医療的ケア児等コーディネーターについては、配置できていません。配置人数が0人であることから早急に取り組む必要があります。

項目	目標値(令和6年3月31日)	実績(令和5年3月31日)
児童発達支援センターの整備	整備済	整備済
保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	整備済 → 必要に応じて整備する	整備済
重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の確保	整備済 → 必要に応じて整備する	整備済
重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービスの確保	整備済 → 必要に応じて整備する	整備済
医療的ケア児のための協議の場の設置	子ども支援部会で協議の場を設ける	整備済
医療的ケア児等コーディネーターの配置人数	配置済 → 令和5年度末の配置人数…「6人」	0人

(6) 相談支援体制の充実・強化等

総合的・専門的な相談支援の実施及び相談支援事業所への訪問等による指導・助言等は、目標値を達成する見込みですが、相談支援事業所の人材育成の支援及び地域の相談機関との連携強化の取り組み実施回数は、目標値に届いていません。相談支援事業所への人材育成の支援を行うとともに、相談機関との連携を深め、地域の相談支援体制の強化を図る必要があります。

項目	目標値			実績		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
総合的・専門的な相談支援の実施	有	有	有	有	有	有
相談支援事業所への訪問等による指導・助言等	12	12	12	12	12	12
相談支援事業所の人材育成の支援	4	4	4	0	1	3
地域の相談機関との連携強化の取り組みを実施	6	6	6	4	4	4

(7) 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに係る体制の構築

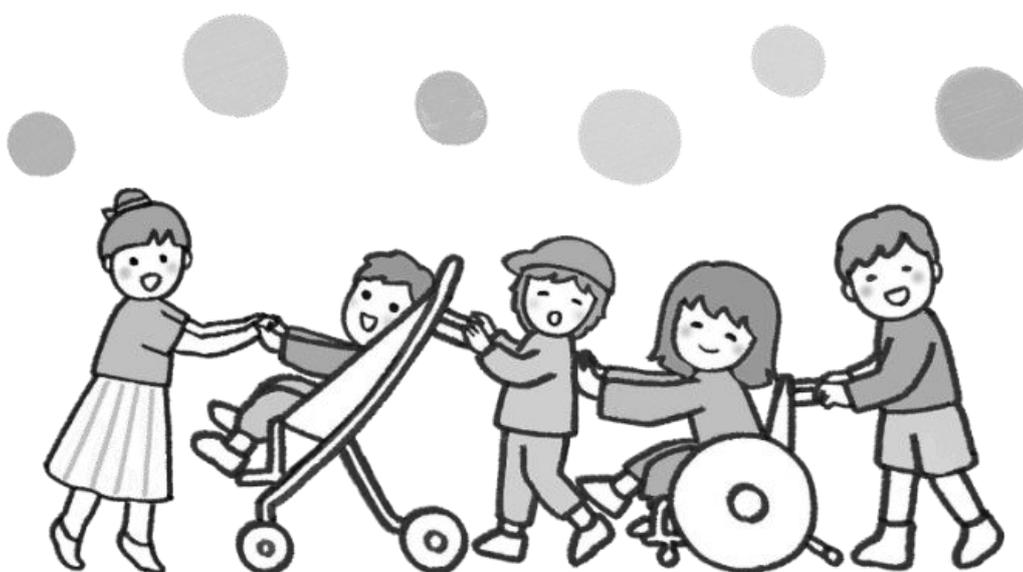
「都道府県が実施する障がい福祉サービスに係る研修の参加や都道府県が市町村職員に対して実施する研修の参加人数」及び「障害者自立支援審査支払等システム等での審査結果を分析、その結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無」は、目標値に届いていません。

項目	目標値			実績		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
都道府県が実施する障がい福祉サービスに係る研修の参加や都道府県が市町村職員に対して実施する研修の参加人数(人)	3	3	3	2	2	2
障害者自立支援審査支払等システム等での審査結果を分析、その結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無	有	有	有	無	無	無

(8) 発達障がい者等に対する支援

発達障がい者等に対する支援は、目標値に届いていません。発達障がい者及び発達障がい児の早期発見・早期支援の重要性が求められることから、保護者等が子どもの発達障がいの特性を理解し、適切な対応ができるための知識や方法を学ぶことを目的としたペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援体制について検討を行う必要があります。

項目	目標値			実績		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の受講者数	0	0	1	0	0	0
ペアレントメンターの人数	0	0	1	0	0	0
ピアサポートの活動への参加人数	0	0	1	0	0	0



(9) 第6期計画における障がい福祉サービス等の実績

1) 訪問系サービス

- 「居宅介護」は、利用者に対する支援の必要性が増しており、一人当たりの延利用時間数が増加しています。
- 「重度訪問介護」は、延利用時間数が計画値を下回って推移していましたが、令和5年度は新規支給決定があったため計画値を上回りました。
- 「行動援護」「重度障がい者等包括支援」は、利用実績がありません。
- 「同行援護」は、利用実人数及び延利用時間数が計画値を下回って推移しています。

< 訪問系サービスの進捗状況 >

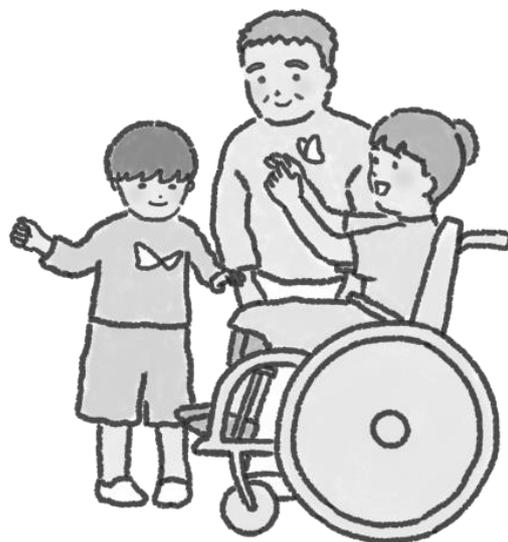
サービス名	単位	第6期			第6期 計画			実績/計画 比較		
		実績		見込み	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)						
訪問系サービス全体		91	93	98	95	97	98	95.8%	95.9%	100.0%
居宅介護	利用実人数 (人/月)	77	79	83	80	81	82	96.3%	97.5%	101.2%
重度訪問介護		2	2	3	2	2	2	100.0%	100.0%	150.0%
行動援護		0	0	1	0	0	0	0.0%	0.0%	0.0%
重度障がい者等 包括支援		0	0	0	0	0	0	0.0%	0.0%	0.0%
同行援護		12	12	11	13	14	14	92.3%	85.7%	78.6%
訪問系サービス全体		2,108	2,107	2,275	2,224	2,255	2,272	94.8%	93.4%	100.1%
居宅介護	延利用時間数 (時間/月)	1,732	1,753	1,849	1,840	1,863	1,880	94.1%	94.1%	98.4%
重度訪問介護		277	249	335	280	280	280	98.9%	88.9%	119.6%
行動援護		0	0	3	0	0	0	0.0%	0.0%	0.0%
重度障がい者等 包括支援		0	0	0	0	0	0	0.0%	0.0%	0.0%
同行援護		99	105	88	104	112	112	95.2%	93.8%	78.6%

2) 日中活動系サービス

- 「生活介護」は、利用実人数及び延利用時間数が計画値を下回って推移しています。
- 「療養介護」は利用実人数が横ばいで推移しています。
- 「短期入所」の福祉型は、利用実人数及び利用時間数が計画値を下回って推移しています。一方で、医療型については、利用実人数が令和4年度に計画値を上回っています。

< 日中活動系サービスの進捗状況 >

サービス名	単位	第6期			第6期 計画			実績/計画 比較		
		実績		見込み	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)						
生活介護	利用実人数 (人/月)	171	167	163	176	176	176	97.2%	94.9%	92.6%
	延利用時間数 (人日/月)	3,441	3,315	3,301	3,520	3,520	3,520	97.8%	94.2%	93.8%
療養介護	利用実人数 (人/月)	13	13	13	14	14	14	92.9%	92.9%	92.9%
短期入所	利用実人数 (人/月)	21	24	27	31	33	35	68.8%	71.7%	77.1%
福祉型		20	22	24	30	32	34	67.8%	69.0%	70.6%
医療型		1	2	3	1	1	1	100.0%	158.0%	300.0%
短期入所	延利用時間数 (人日/月)	208	194	207	224	238	252	92.9%	81.5%	82.1%
福祉型		196	180	191	210	224	238	93.3%	80.4%	80.3%
医療型		12	14	16	14	14	14	85.7%	100.0%	114.3%



3) 訓練系・就労系サービス

- 「自立訓練」
 - ・機能訓練は、令和4年度に利用実人数が増加していますが、大幅な増加にはいたっていません。
 - ・生活訓練は、令和4年度に利用実人数が計画値と同じ値になりましたが、延利用時間数は計画値を下回っています。
- 「就労移行支援」は、令和3年度と令和4年度に利用実人数が計画値を上回りましたが、令和4年度の延利用時間数は計画値を大きく下回っています。
- 「就労継続支援」
 - ・A型（雇用型）は、令和3年度と令和4年度では利用実人数及び延利用時間数が計画値を上回っています。
 - ・B型（非雇用型）は、利用実人数は計画値を上回って推移しており、延利用時間数についても令和4年度は計画値を上回っています。
- 就労定着支援は、計画値を下回り、推移しています。市内の事業所が1箇所に留まっており、今後の利用者増加に向けた取り組みが必要です。

< 訓練系・就労系サービスの進捗状況 >

サービス名	単位	第6期			第6期 計画			実績/計画 比較		
		実績		見込み	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)						
自立訓練 (機能訓練)	利用実人数 (人/月)	0	1	1	1	1	1	0.0%	100.0%	100.0%
	延利用時間数 (人日/月)	0	12	25	20	20	20	0.0%	60.0%	125.0%
自立訓練 (生活訓練)	利用実人数 (人/月)	12	14	12	14	14	14	85.7%	100.0%	87.9%
	延利用時間数 (人日/月)	165	204	180	210	210	210	78.6%	97.1%	85.7%
就労移行支援	利用実人数 (人/月)	34	33	27	21	23	25	161.9%	143.5%	108.0%
	延利用時間数 (人日/月)	390	263	295	378	414	450	103.2%	63.5%	65.6%
就労継続支援A型	利用実人数 (人/月)	134	136	130	122	125	128	109.8%	108.8%	101.6%
	延利用時間数 (人日/月)	2,586	2,657	2,555	2,440	2,500	2,560	106.0%	106.3%	99.8%
就労継続支援B型	利用実人数 (人/月)	265	292	306	259	265	271	102.3%	110.2%	112.9%
	延利用時間数 (人日/月)	4,493	4,807	5,119	4,662	4,770	4,878	96.4%	100.8%	104.9%
就労定着支援	利用実人数 (人/月)	5	5	9	6	9	12	83.3%	55.6%	75.0%

4) 施設系・居住支援系サービス

- 「自立生活援助」は、計画値を大きく上回って推移しています。
- 「共同生活援助」は、概ね計画値どおりに推移しています。
- 「施設入所支援」は、概ね横ばいで推移しています。

< 施設系・居住支援系サービスの進捗状況 >

サービス名	単位	第6期			第6期 計画			実績/計画 比較		
		実績		見込み	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)						
自立生活援助	利用実人数 (人/月)	8	7	5	3	3	3	266.7%	233.3%	166.7%
共同生活援助	利用実人数 (人/月)	152	156	169	152	158	164	100.0%	98.7%	103.0%
施設入所支援	利用実人数 (人/月)	86	84	85	90	89	89	95.6%	94.4%	95.5%

5) 相談支援

- 「計画相談支援」は、各サービスの利用増により、令和4年度では利用実人数が計画値を上回っています。
- 「地域移行支援」及び「地域定着支援」については、利用者が少ない状況です。

< 相談支援の進捗状況 >

サービス名	単位	第6期			第6期 計画			実績/計画 比較		
		実績		見込み	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)						
計画相談支援	利用実人数 (人/年)	742	794	765	742	759	777	100.0%	104.6%	98.5%
地域移行支援	利用実人数 (人/月)	1	0	0	1	1	1	100.0%	0.0%	0.0%
地域定着支援	利用実人数 (人/月)	0	0	0	1	1	1	0.0%	0.0%	0.0%

6) 障がい児通所支援等

- 「児童発達支援」は、延利用時間数が計画値を上回っており、令和4年度では計画値と比べ133.4%増となっています。
- 「医療型児童発達支援」は、サービスを担う事業所が市内に整備されていません。
- 「放課後等デイサービス」は、利用実人数及び延利用時間数が計画値を下回っていますが、児童発達支援と同様に増加傾向が続いています。
- 「保育所等訪問支援」は、利用実人数及び延利用時間数が減少しており、令和4年度では計画値を下回っています。
- 「居宅訪問型児童発達支援」は、平成30年4月より開始されたサービスですが、市内において事業所の整備が進んでいないため、利用実人数及び延利用時間数は計画値を下回って推移しています。
- 「障がい児相談支援」は、各サービスの利用増により、令和3年度から令和4年度にかけて増加していますが、計画値を下回っています。

< 障がい児通所支援の進捗状況 >

サービス名	単位	第2期			第2期 計画			実績/計画 比較		
		実績		見込み	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)						
児童発達支援	利用実人数 (人/月)	148	186	201	156	160	164	94.9%	116.3%	122.6%
	延利用時間数 (人日/月)	1,081	1,494	1,820	1,025	1,120	1,312	105.5%	133.4%	138.7%
医療型児童発達支援	利用実人数 (人/月)	0	0	0	0	1	1	0.0%	0.0%	0.0%
	延利用時間数 (人日/月)	0	0	0	0	8	8	0.0%	0.0%	0.0%
放課後等デイサービス	利用実人数 (人/月)	309	313	338	435	463	462	71.0%	67.6%	73.2%
	延利用時間数 (人日/月)	3,555	3,618	3,955	3,759	4,028	4,541	94.6%	89.8%	87.1%
保育所等訪問支援	利用実人数 (人/月)	7	6	5	9	10	11	77.8%	60.0%	45.5%
	延利用時間数 (人日/月)	10	8	6	9	10	11	111.1%	80.0%	54.5%
居宅訪問型児童発達支援	利用実人数 (人/月)	3	2	3	5	6	7	60.0%	33.3%	42.9%
	延利用時間数 (人日/月)	18	8	13	40	51	63	45.0%	15.7%	20.6%

< 障がい児相談支援の進捗状況 >

サービス名	単位	第2期			第2期 計画			実績/計画 比較		
		実績		見込み	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)						
障がい児相談支援	利用実人数 (人/年)	573	594	828	601	649	697	95.3%	91.5%	118.8%

(10) 第6期計画における地域生活支援事業の実績

1) 必須事業

- 「成年後見制度利用支援事業（延件数）」は、計画値を下回っています。
- 「日常生活用具給付等事業（延件数）」は、計画値を上回っています。
- 「手話奉仕員養成研修事業（受講者数）」は、計画値を下回っています。
- 「移動支援事業」は、実利用者数及び延時間が計画値を下回っています。

< 必須事業の進捗状況 >

サービス名	単位	第6期			第6期 計画			実績/計画 比較		
		実績		見込み						
		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
(1) 理解促進研修・啓発事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有	有	有	有
(2) 自発的活動支援事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有	有	有	有
(3) 相談支援事業										
①障がい者相談支援事業	箇所	4	4	4	4	4	4	100.0%	100.0%	100.0%
ア 基幹相談支援センター	実施の有無	有	有	有	有	有	有	有	有	有
②基幹相談支援センター等機能強化事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有	有	有	有
③住宅入居等支援事業 (居住サポート事業)	実施の有無	有	有	有	有	有	有	有	有	有
(4) 成年後見制度利用支援事業	延件数	0	1	3	3	4	5	0.0%	25.0%	60.0%
(5) 成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	無	無	無	有	有	有	無	無	無
(6) 意思疎通支援事業										
①手話通訳者・要約筆記者派遣事業	延件数	264	225	281	350	350	350	75.4%	64.3%	80.3%
②手話通訳者設置事業	箇所	1	1	1	1	1	1	100.0%	100.0%	100.0%
(7) 日常生活用具給付等事業										
①介護・訓練支援用具	延件数	17	11	9	3	4	5	566.7%	275.0%	180.0%
②自立生活支援用具	延件数	20	15	18	12	13	14	166.7%	115.4%	128.6%
③在宅療養等支援用具	延件数	13	19	18	17	18	19	76.5%	105.6%	94.7%
④情報・意思疎通支援用具	延件数	34	27	21	36	37	38	94.4%	73.0%	55.3%
⑤排泄管理支援用具	延件数	1,652	1,654	1,649	1,596	1,610	1,630	103.5%	102.7%	101.2%
⑥居宅生活動作補助用具(住宅改修費)	延件数	4	8	6	2	4	6	200.0%	200.0%	100.0%
(8) 手話奉仕員養成研修事業	受講者数	8	10	12	30	30	30	26.7%	33.3%	40.0%
(9) 移動支援事業	実利用者数 (人/年)	31	30	32	37	38	39	83.8%	78.9%	82.1%
	延時間	1,576	1,897	3,061	3,222	3,654	4,089	48.9%	51.9%	74.9%
(10) 地域活動支援センター										
市内のセンター利用	事業所数 (箇所)	1	1	1	1	1	1	100.0%	100.0%	100.0%
	実利用者数 (人/年)	10	10	10	11	11	11	90.9%	90.9%	90.9%
市外のセンター利用	事業所数 (箇所)	1	1	1	1	1	1	100.0%	100.0%	100.0%
	実利用者数 (人/年)	4	4	4	3	3	3	133.3%	133.3%	133.3%

2) その他の事業

- 「訪問入浴サービス事業」は、実利用者数が計画値を上回っています。
- 「日中一時支援事業」は、実利用者数が計画値より大きく下回っています。
- 「レクリエーション教室開催等事業」は、コロナ渦の影響もあり実績がありません。

＜ その他の事業（任意事業）の進捗状況 ＞

サービス名	単位	第6期			第6期 計画			実績/計画 比較		
		実績		見込み	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)						
福祉ホーム事業	実利用者数 (人/年)	1	1	1	1	1	1	100.0%	100.0%	100.0%
訪問入浴サービス事業	実利用者数 (人/年)	8	10	11	8	9	10	100.0%	111.1%	110.0%
日中一時支援事業	実利用者数 (人/年)	49	48	71	80	79	78	61.3%	60.8%	91.0%
自動車運転免許取得・改造助成事業	延件数	0	3	0	4	4	4	0.0%	75.0%	0.0%
レクリエーション教室開催等事業	開催回数	0	0	0	4	4	4	0.0%	0.0%	0.0%
点字・声の広報等発行事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有	有	有	有

以上の実績を踏まえ、次章より第7期行橋市障がい福祉計画及び第3期行橋市障がい児福祉計画を定めることとします。



第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

本市では、第1期計画からの基本理念として、「障がい者が地域で自立して暮らせる環境づくり」を掲げ、障がいのある人が希望や目標を持って、生き生きと住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、必要なサービス等の基盤整備と支援体制づくりに取り組んできました。

また、第4期計画では、「障がいのある人が自立して暮らせる共生社会の実現」を掲げ、社会的障壁を取り除くことを推進しました。

そして、第5期計画からは、「障がいのある人が身近な地域で継続して暮らせる共生社会の実現」を掲げ、身近な地域で障がい福祉サービスを受けることができ、障がいの有無によって分け隔てられることなく、安心して暮らし続けられる共生社会づくりに取り組んできました。

第7期計画においても、この基本理念を引き続きめざすべき姿として位置づけ、踏襲することとします。

< 基本理念 >

障がいのある人が身近な地域で
継続して暮らせる共生社会の実現

2 基本目標

下記の6つの基本目標のもと、サービスの基盤整備等を進めます。

(1) 地域生活への移行、地域生活の継続を支援する環境づくり

障がいのある人が住み慣れた地域で自立して暮らすために、施設入所者等の地域生活への移行、地域生活の継続の課題に対応できるサービス提供体制の整備を進めます。

また、地域生活への移行・継続を支援するために必要な関係機関、基幹相談支援センター、相談支援事業所、医療機関等のネットワークの構築・強化に努め、地域生活への移行を図る相談支援を行っていきます。

さらに、障がいのある人の高齢化・重度化や「親亡き後」を見据え、緊急時の対応や相談など障がいのある人の地域生活を支援する地域生活支援拠点等の整備を進めるとともに、障がい福祉サービスと介護保険サービスの機能を持った共生型サービス事業所の設置を推進し、障がいのある人が高齢になっても今まで通いなれた事業所を利用できる環境の整備を行います。

(2) 自分らしく働くことのできる環境づくり

障がいのある人が地域の中で経済的に自立して生活するためには、「はたらきたい」という意欲や希望をもった障がいのある人が、その有する能力や適性に応じて働けるように支援していくことが重要です。

そのため、障がいのある人が一般就労に向けてチャレンジできるよう就労移行支援事業所の確保に努めるとともに、就労継続支援（A型・B型）事業を利用する人についても、日中活動を利用するなかで、能力的・精神的なステップアップができ、一般就労へチャレンジする意欲を芽生えさせるような、一般就労への道が妨げられることのない支援体制を推進します。

また、障がいのある人自身が就労先や働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメント¹の手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援する就労選択支援事業の整備を進めます。

一方、障がいのある子どもが安心して就労支援を受けられる地域づくりをめざすために、市を中心として自立支援協議会、公共職業安定所（ハローワーク）や障害者就業・生活支援センター等の就労支援機関、特別支援学校等の教育機関、企業等との連携を強化しサポート体制の充実に努めます。

(3) 地域の中でともに生きる仕組みづくり

地域共生社会の実現に向け、「障害者の権利に関する条約」、「障害者差別解消法」等の趣旨を踏まえた障がい等への理解と合理的配慮の促進に関する取組を進め、障がい等のあるなしに関わらず相互に尊重し合える地域をめざすとともに、地域住民、地域の社会資源、公的支援の連携に取り組みます。

(4) 安心して暮らせる仕組みづくり

障がいのある人が住み慣れた地域で安心して暮らしていくために、様々な相談への対応や必要な情報の提供、必要なサービスへ繋げることができるよう、基幹相談支援センターの役割・機能の強化を図ります。

また、個別の困難ケースの対応として、市内2箇所に委託相談支援事業所を設置しており、障がいのある人に対する相談体制の強化、人材の確保・育成等に一層取り組みます。

計画相談支援事業所については、相談支援部会を通じた連携を強化し、事業所のスキルアップを図り、障がいのある人のニーズに応じたサービス提供を推進していきます。

さらに、障がいのある人の高齢化・重度化や「親亡き後」を見据え、地域の保健・医療・福祉等の機関の連携を強化し、緊急・災害時等においても本人やその家族等の状況に応じて地域で生活を続けられる体制をめざします。

¹ 就労アセスメント：主として就労継続支援B型事業の利用希望者に対して就労移行支援事業所等が行う就労面のアセスメントのことで、就労ニーズの把握や能力・適性の評価及び就労開始後の配慮事項等の整理を行います。

(5) 障がいのある子どもに対する支援の充実

障がいや発達に気がかりや心配のある子どもが、地域の中で、生き生きと個性を発揮し、その能力を最大限に伸ばしながら成長できる環境づくりも重要な課題です。そのためには、できるだけ早い段階から障がいや発達に応じた治療や支援、教育を切れ目なく提供し、子どもの能力や可能性を伸ばしていくことが必要となります。

障がいのある子どもに対する支援については、子ども支援課や学校管理課等の関係各課及び教育関係機関や障がい児通所支援事業所等と連携を図り、障がいの発見から就学後までの一貫した支援ができる体制づくりに努めています。

また、サービス提供体制の地域格差を無くすため、第1期障がい児福祉計画において、放課後等デイサービス事業所については、各中学校区に1箇所以上設置しました。

第2期障がい児福祉計画では、多くの場所で専門的な療育支援が受けられるよう、既存事業所におけるサービスの向上に取り組んできました。

第3期障がい児福祉計画では、重症心身障がい児や医療的ケア児²の様々な場面・環境における受け入れ態勢の整備について、重症心身障がい・医療的ケア児等会議（仮称）等を踏まえ、検討・対応を図っていきます。

(6) 災害時における支援体制の整備

災害時における障がいのある人や高齢者等の要支援者に対する支援体制づくりを進めることは極めて重要なことです。

障がい者アンケートにおいても福祉避難所や避難訓練の充実など、地域における体制づくりを求める意見がありました。

現在、本市においては「行橋市避難行動要支援者支援計画」を策定しており、同計画との十分な連携を図って、災害時における障がいのある人の支援体制づくりを進めていきます。特に、災害時における避難場所については、「ウィズゆくはし」・「地域ケア複合センター」を福祉避難所としていますが、障がいのある人が安全・安心に過ごせるために避難所としての機能強化を図ります。

また、災害時の備え（医療用具・日常生活用具）や避難訓練等を進め、要支援者に必要な支援体制の確立に向けて、社会福祉協議会、民生委員、障がい福祉サービス事業所、障がい者団体等の福祉関係者と連携を図ります。

² 医療的ケア児：家族や看護師が日常的に行っている経管栄養注入やたんの吸引等の医療的な生活援助行為が必要な18歳未満の障がい児のこと。

3 令和8年度に向けた成果目標

障がいのある人や障がいのある子どもの自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援といった課題に対応するため、令和8年度を目標年度として、必要な障がい福祉サービスや障がい児通所支援等を提供する体制の確保に関する成果目標を以下のとおり設定します。成果目標の設定にあたっては、国の基本指針に即し、本市の実情に応じた目標値を設定します。

(1) 福祉施設入所者の地域生活への移行

福祉施設に入所している障がいのある人のうち、障がい福祉サービス等を利用しながら、グループホームや自宅での生活に移行する人の数を見込み、成果目標を設定します。本市では、福祉施設から地域生活への移行について、重度障がい者等を受け入れられるグループホームの整備や共生型サービス事業所等の整備を進め、住み慣れた地域で生活を継続することができるよう、支援体制の構築を進めます。

< 国の基本指針 >

- ① 令和8年度末の施設入所者数を令和4年度末時点の施設入所者数から5%以上削減することを基本とする。
- ② 令和4年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することを基本とする。

■ 本市における成果目標

項目	目標値（令和9年3月31日）
令和4年度末時点の施設入所者の6.0%以上が地域生活へ移行	移行者数…「4人」
令和4年度末時点の施設入所者数から5.0%以上削減	施設入所者数…「79人」 (削減見込 5人) (令和4年度末時点 84人)

※「地域生活への移行」：施設入所者が施設を退所し、生活の拠点をグループホームや福祉ホーム、公営住宅等の一般住宅へ移行すること

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がい者が、地域の一員として、安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を進めます。

< 国の基本指針 >

- ① 精神障がい者の精神病床から退院後1年以内の地域における生活日数の平均を325.3日以上とすることを基本とする。
- ② 1年以上長期入院患者の一定数を地域生活へ移行することを、目標値として設定する。
- ③ 入院後3か月時点の退院率については68.9%以上、入院後6か月時点の退院率については84.5%以上、入院後1年時点の退院率については91.0%以上とすることを基本とする。

国が基本指針で定める基準を満たすため、本市では次のとおり協議の場を設け、地域包括ケアシステムの構築をめざします。

■ 本市における成果目標

項目	単位	【第7期】（見込み）		
		令和6年度 （2024）	令和7年度 （2025）	令和8年度 （2026）
保健、医療、福祉関係者による協議の場の開催回数	回	年1回以上		
保健、医療、福祉、介護、当事者、家族等の関係者ごとの参加人数	人	各分野から1名以上の参加		
保健、医療、福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	回	年1回以上		

(3) 地域生活支援の充実

障がいのある人の高齢化・重度化とともに、「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能（①相談、②緊急時の受入・対応、③体験の機会・場、④専門的人材の確保・養成、⑤地域の体制づくり）の強化を図り、障がいのある人が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、必要とする支援を切れ目なく提供できる仕組みを構築するため、地域生活支援拠点の整備を積極的に推進していきます。

< 国の基本指針 >

- ① コーディネーターの配置、地域生活支援拠点等の機能を担う障がい福祉サービス事業所等の担当者の配置、支援ネットワーク等による効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討することを基本とする。
- ② 令和8年度末までに、各市町村において、強度行動障がいを有する障がい者に関して、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進めることを基本とする。

■ 本市における成果目標

項目	単位	【第7期】（見込み）		
		令和6年度 （2024）	令和7年度 （2025）	令和8年度 （2026）
地域生活支援拠点等の設置数	箇所	6	7	8
コーディネーターの配置人数	人	6	7	8
地域生活支援拠点等の支援の実績等の検証及び検討の実施回数	回	1	1	1

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

事業所や関係機関と連携・協力し、障がいのある人の一般就労への移行及び定着を促進します。

< 国の基本指針 >

- ① 福祉施設利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、令和8年度中に一般就労に移行する者の数について、令和3年度の一般就労への移行実績の1.28倍以上とすることを基本とする。就労移行支援事業については、令和3年度の一般就労への移行実績の1.31倍以上、さらに就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を全体の5割以上とすることを基本とする。また、就労継続支援A型事業については令和3年度の一般就労への移行実績の概ね1.29倍以上、就労継続支援B型事業については概ね1.28倍以上をめざすこととする。
- ② 就労定着支援事業の利用者数については、令和3年度の実績の1.41倍以上とすることを基本とする。
- ③ 就労定着支援事業による就労定着率については、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所を全体の2割5分以上とすることを基本とする。

■ 本市における成果目標

項目	目標値（令和9年3月31日）
令和3年度の一般就労への移行者実績の1.28倍以上	令和8年度の一般就労への移行者数…「26人」
就労移行支援事業を通じた移行者数を1.31倍以上	令和8年度末の就労移行支援利用者数…「11人」
就労継続支援A型を通じた移行者数を1.29倍以上	令和8年度末の就労継続支援A型利用者数…「11人」
就労継続支援B型を通じた移行者数を1.28倍以上	令和8年度末の就労継続支援B型利用者数…「6人」
就労移行支援事業等を通じて一般就労へ移行する者のうち、7割以上が就労定着支援事業を利用	令和8年度末の就労定着支援利用者数…「5人」
就労定着率が7割以上の就労定着支援事業所を全体の2割5分以上	1事業所以上

(5) 障がいのある子どもに対する支援の提供体制の整備等

保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図り、切れ目のない一貫した支援を提供する体制の整備を進めます。特に医療的ケア児を支援するための地域の課題及び対応策を検討する協議の場を設置します。

< 国の基本指針 >

- ① 児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築をめざすため、令和8年度末までに、各市町村に少なくとも1か所以上設置することを基本とする。
- ② 児童発達支援センターが保育所等訪問支援を実施するなどにより、令和8年度末までに、すべての市町村において、障がいのある子どもの地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築することを基本とする。
- ③ 令和8年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1か所以上確保することを基本とする。
- ④ 令和8年度末までに、各市町村において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。

■ 本市における成果目標

項目	単位	【第3期】（見込み）		
		令和6年度 （2024）	令和7年度 （2025）	令和8年度 （2026）
児童発達支援センターの整備	箇所	整備済		
保育所等訪問支援事業所の確保	箇所	必要に応じて整備		
重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の確保	箇所	必要に応じて整備		
重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービスの確保	箇所	必要に応じて整備		
医療的ケア児等コーディネーターの配置人数	人	1	1	1

(6) 相談支援体制の充実・強化等

相談支援体制を充実・強化するため、ウィズゆくはし内に基幹相談支援センターを設置しています。地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言、地域の相談支援事業所の人材育成の支援、地域の相談機関との連携強化の取り組み等、地域の相談支援体制の強化を図ります。

また、自立支援協議会において、個別の事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等に向けた取り組みを行います。

< 国の基本指針 >

- ① 令和8年度末までに、各市町村において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置（複数市町村による共同設置を含む。）するとともに、基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保することを基本とする。
- ② 協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取り組みを行うとともに、これらの取り組みを行うために必要な協議会の体制を確保することを基本とする。

■ 本市における成果目標

項目	内容	単位	【第7期】（見込み）		
			令和6年度 （2024）	令和7年度 （2025）	令和8年度 （2026）
総合的・専門的な相談支援の実施	基幹相談支援センターによる総合的・専門的な相談支援の実施	実施の有無	有	有	有
相談支援事業所への訪問等による指導・助言等	基幹相談支援センターと連携し、訪問等を行う	回	12	12	12
相談支援事業所の人材育成の支援	相談支援部会（年4回）の開催時に、事例検討または研修会を実施する	回	4	4	4
地域の相談機関との連携強化の取り組みを実施	基幹相談支援センター、委託相談支援事業所（市内2箇所）との3機関会議の実施	回	6	6	6
協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービス基盤の開発・改善	協議会における相談支援事業所の参画による事例検討実施回数	回	1	1	1

(7) 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに係る体制の構築

障がい福祉サービス等に係る福岡県が実施する各種研修をはじめ、関係機関が実施する研修を活用した職員の資質向上に努めます。また、障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果を分析して、関係自治体等と情報共有を行います。

< 国の基本指針 >

- ① 都道府県が実施する障がい福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町村職員の参加
- ② 障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の構築

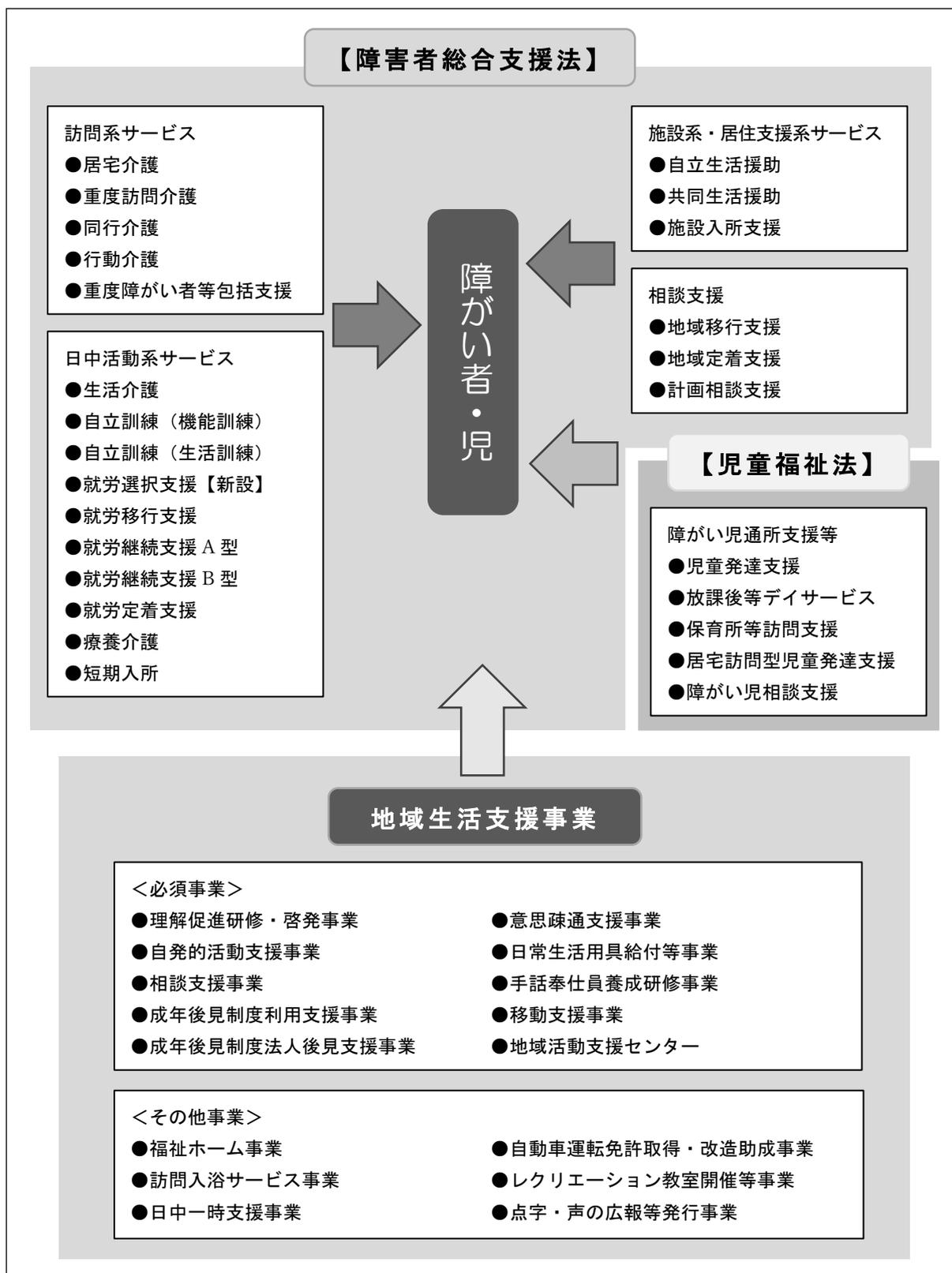
■ 本市における成果目標

項目	内容	単位	【第7期】（見込み）		
			令和6年度 （2024）	令和7年度 （2025）	令和8年度 （2026）
障がい福祉サービス等に係る各種研修の活用	福岡県が実施する障がい福祉サービス等に係る研修への市職員の参加人数	人	3	3	3
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果を関係自治体等と共有した回数	実施の有無	有	有	有

各論

第1章 障害者総合支援法及び児童福祉法に基づくサービス体系

各論では、障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく各サービスの内容や見込み量を整理しています。



第2章 障がい福祉サービスの見込量と確保策

障がいのある人へのサービスを提供するための体制の確保が総合的かつ計画的に図られるようにすることを目的とし、本市では次のとおり、令和6年度～令和8年度までの各サービスの見込量を設定します。見込量については、過去の各サービスの実績値の傾向から算出しました。

1 訪問系サービス

障がいのある人の在宅生活を支えるため、自宅での介護や外出時の移動支援等を行います。

【サービスの概要】

区分	サービス名	内 容
訪問系サービス	居宅介護	自宅で入浴、排せつ、食事の介護等を行う。
	重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援等を総合的に行う。
	同行援護	視覚障がいにより移動が困難な人に、外出時に移動の援護等、必要な援助を行う。
	行動援護	知的・精神障がいのために自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行う。
	重度障がい者等包括支援	介護の必要がとても高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行う。

【サービスの見込量】

サービス名	単位	第6期			第7期		
		実績		見込み	見込み		
		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
居宅介護	利用実人数 (人/月)	77	79	83	85	87	89
	延利用時間数 (時間/月)	1,732	1,753	1,849	1,896	1,940	1,985
重度訪問介護	利用実人数 (人/月)	2	2	3	4	4	4
	延利用時間数 (時間/月)	277	249	335	447	447	447
同行援護	利用実人数 (人/月)	12	12	11	12	12	12
	延利用時間数 (時間/月)	99	105	88	104	104	104
行動援護	利用実人数 (人/月)	0	0	1	1	1	1
	延利用時間数 (時間/月)	0	0	3	3	3	3
重度障がい者等包括支援	利用実人数 (人/月)	0	0	0	0	0	0
	延利用時間数 (時間/月)	0	0	0	0	0	0

【見込量確保の方策】

区分	サービス名	方 策
訪問系サービス	居宅介護	福祉施設入所者の地域移行を推進することに伴い、若干の増加を見込んでいます。 なお、障がいのある人が介護保険適用年齢を迎えた際に、使い慣れた事業所での継続的なサービス利用が出来るよう、共生型サービス事業所についても、介護保険担当課と連携しながら整備を検討していきます。
	重度訪問介護	現在の利用者数を基に見込んでいます。 なお、障がいのある人が介護保険適用年齢を迎えた際に、使い慣れた事業所での継続的なサービス利用が出来るよう、共生型サービス事業所についても、介護保険担当課と連携しながら整備を検討していきます。
	同行援護	利用者の増減が見込めないため、現在のサービス提供体制を継続します。
	行動援護	市内に事業所が無く、利用者の増加は見込めないため、現在のサービス提供体制を継続します。
	重度障がい者等包括支援	市内に事業所が無く、利用者の増加は見込めないため、現在のサービス提供体制を継続します。

2 日中活動系サービス

自立と社会経済活動への参加に向け、必要な訓練及び職業の提供を行うなど、日中活動を支援します。

【サービスの概要】

区分	サービス名	内 容
日中活動系 サービス	生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行う。
	自立訓練 (機能訓練)	身体障がい者を対象に、身体的リハビリや歩行訓練、コミュニケーション、家事等の訓練、日常生活上の相談支援やサービス事業所等の関係機関との連絡調整等を行う。
	自立訓練 (生活訓練)	知的・精神障がい者を対象に、食事や家事等の日常生活能力を向上するための支援、日常生活上の相談支援やサービス事業所等の関係機関との連絡調整等を行う。
	就労選択支援 ※ 新規事業	障がい者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択ができるよう支援を行う。
	就労移行支援	就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う。
	就労継続支援A型 (雇用型)	企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う。A型では雇用契約を結んで就労の場を提供する。
	就労継続支援B型 (非雇用型)	雇用契約を結んで働くことが難しい方等に対し、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う。B型では雇用契約を結ばずに就労の場を提供する。
	就労定着支援	福祉施設から一般就労へ移行した障がいのある人に対して、企業・自宅を訪問するなどして、就労に関する問題解決に向けて、必要な連絡調整や指導・助言等を行う。
	療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行う。
短期入所 (福祉型・医療型)	自宅で介護する人が病気の場合に短期間、夜間も含め施設で入浴、排せつ、食事の介護等を行う。障がい者支援施設等において実施する「福祉型」と病院や介護老人保健施設において実施する「医療型」がある。	

【サービスの見込量】

サービス名	単位	第6期			第7期		
		実績		見込み	見込み		
		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
生活介護	利用実人数 (人/月)	171	167	163	167	167	167
	延利用人数 (人日/月)	3,441	3,315	3,301	3,323	3,323	3,323
うち重度障がい者の利用者数	利用実人数 (人/月)	26	25	26	28	28	28
自立訓練（機能訓練）	利用実人数 (人/月)	0	1	1	1	1	1
	延利用人数 (人日/月)	0	12	22	22	22	22
自立訓練（生活訓練）	利用実人数 (人/月)	12	14	12	12	12	12
	延利用人数 (人日/月)	165	204	180	180	180	180
うち精神障がい者の自立訓練 (生活訓練)	利用実人数 (人/月)	11	14	11	11	11	11
就労選択支援	利用実人数 (人/月)					1	1
	延利用人数 (人日/月)					11	11
就労移行支援	利用実人数 (人/月)	34	33	27	29	31	33
	延利用人数 (人日/月)	390	263	295	316	338	360
就労継続支援A型	利用実人数 (人/月)	134	136	130	133	136	139
	延利用人数 (人日/月)	2,586	2,657	2,555	2,594	2,652	2,711
就労継続支援B型	利用実人数 (人/月)	265	292	306	320	334	348
	延利用人数 (人日/月)	4,493	4,807	5,119	5,344	5,578	5,812
就労定着支援	利用実人数 (人/月)	5	5	9	12	15	18
療養介護	利用実人数 (人/月)	13	13	13	13	13	13
福祉型短期入所	利用実人数 (人/月)	20	22	24	26	28	30
	延利用人数 (人日/月)	196	180	191	224	241	258
うち重度障がい者の利用者数	利用実人数 (人/月)	10	8	8	9	10	11
医療型短期入所	利用実人数 (人/月)	1	2	3	2	2	2
	延利用人数 (人日/月)	12	14	16	14	14	14
うち重度障がい者の利用者数	利用実人数 (人/月)	1	1	1	1	1	1

【見込量確保の方策】

区分	サービス名	方 策
日中活動系サービス	生活介護	利用者実績を基に若干の増加を見込んでいますが、施設の整備については今後の利用者の推移により検討します。 障がいのある人が介護保険適用年齢を迎えた際に、使い慣れた事業所での継続的なサービス利用が出来るよう、共生型サービス事業所についても、介護保険担当課と連携しながら整備を検討していきます。
	自立訓練 (機能訓練)	利用者の増減が見込めないため、現在のサービス提供体制を継続します。 障がいのある人が介護保険適用年齢を迎えた際に、使い慣れた事業所での継続的なサービス利用が出来るよう、共生型サービス事業所についても、介護保険担当課と連携しながら整備を検討していきます。
	自立訓練 (生活訓練)	現在の利用者数を基に見込んでいます。 障がいのある人が介護保険適用年齢を迎えた際に、使い慣れた事業所での継続的なサービス利用が出来るよう、共生型サービス事業所についても、介護保険担当課と連携しながら整備を検討していきます。
	就労選択支援	就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援するため、整備を検討していきます。
	就労移行支援	一般就労へ移行するために重要な役割を担うサービスである点を考慮し、関係機関と連携を取り利用促進に努めるため、若干の増加を見込んでいますが、施設の整備については今後の利用者の推移により検討します。
	就労継続支援A型 (雇用型)	一定の伸び率を見込みますが、市内事業所の定員数が充足しているため、基本的には新規事業所は整備しません。
	就労継続支援B型 (非雇用型)	一定の伸び率を見込みますが、市内事業所の定員数が充足しているため、基本的には新規事業所は整備しません。
	就労定着支援	一般就労へ向けた支援体制が整備されることに伴い、増加を見込んでいます。 障がいのある人が働き続けられるよう、一般就労の定着に向けた支援に努めます。
	療養介護	利用者の増減が見込めないため、現在のサービス提供体制を継続します。
	短期入所 (福祉型・医療型)	<ul style="list-style-type: none"> ■福祉型 地域生活支援拠点整備による利用促進を想定し、増加を見込んでいます。 ■医療型 現在の利用者数を基に見込んでいます。障がいのある人が介護保険適用年齢を迎えた際に、使い慣れた事業所での継続的なサービス利用が出来るよう、共生型サービス事業所についても、介護保険担当課と連携しながら整備を検討していきます。

3 居住系サービス

障がいのある人に住まいの場を提供し、日常生活上の介護等の必要なサービスを行います。また、一人暮らしを希望する障がいのある人に対して定期的な巡回訪問や必要な助言等を行います。

【サービスの概要】

区分	サービス名	内 容
居住支援系サービス	自立生活援助	グループホーム等から一人暮らしへ移行した障がいのある人などに、定期的に利用者の居宅を訪問し、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行う。
	共同生活援助 (グループホーム)	就労または就労継続支援等の日中活動を利用している障がいのある人に対して、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行う。
	施設入所支援	施設入所する障がいのある人に対して、主に夜間や休日に入浴、排せつ、食事の介護等を行う。

【サービスの見込量】

サービス名	単位	第6期			第7期		
		実績		見込み	見込み		
		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
自立生活援助	利用実人数 (人/月)	8	7	5	6	7	8
うち精神障がい者の自立生活援助	利用実人数 (人/月)	7	6	2	2	2	2
共同生活援助	利用実人数 (人/月)	152	156	169	173	177	181
うち精神障がい者の自立生活援助	利用実人数 (人/月)	121	128	139	140	145	150
施設入所支援	利用実人数 (人/月)	86	84	85	83	81	79

【見込量確保の方策】

区分	サービス名	方 策
居住支援系サービス	自立生活援助	地域移行を促進する観点から、増加を見込みます。関係機関と連携し、地域定着に向けた支援に努めます。
	共同生活援助 (グループホーム)	利用実人数の実態に応じて整備を検討します。また重度障がい者等や「親亡き後」に対応した住まいの確保を行うため、日中サービス支援型グループホームの整備についても、必要に応じて検討します。
	施設入所支援	〈総論〉第3章で設定した目標利用者数79人とし、地域移行を促進します。

4 相談支援

障がいのある人の地域生活への移行に対して、個人のニーズに沿った適切なサービスを提供できるよう相談支援を行います。

【サービスの概要】

区分	サービス名	内 容
相談支援	地域移行支援	障がいのある人が地域生活に移行する際の相談、障がい福祉サービス事業への同行支援等を行う。
	地域定着支援	居宅において単身で生活している障がい者等を対象に常時の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行う。
	計画相談支援	障がい福祉サービスを利用するための計画を作成し、またサービスの利用状況を検証して見直しを行い、サービス事業者との連絡調整を行う。

【サービスの見込量】

サービス名	単位	第6期			第7期		
		実績		見込み	見込み		
		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
地域移行支援	利用実人数 (人/月)	1	0	0	1	1	1
うち精神障がい者の地域移行支援	利用実人数 (人/月)	1	0	0	1	1	1
地域定着支援	利用実人数 (人/月)	0	0	0	1	1	1
うち精神障がい者の地域定着支援	利用実人数 (人/月)	0	0	0	1	1	1
計画相談支援	利用実人数 (人/年)	742	794	765	800	805	810

【見込量確保の方策】

区分	サービス名	方 策
相談支援	地域移行支援	事業所の整備を進め、障がいのある人の地域移行に対する相談支援体制の強化を図ります。
	地域定着支援	事業所の整備を進め、障がいのある人の地域定着に対する相談支援体制の強化を図ります。
	計画相談支援	利用実人数が増加していることから、計画値では増加を見込んでいます。引き続き、相談支援の提供体制の整備を行い、障がいのある人のニーズに応じたサービスの提供を促進します。

5 障がい福祉サービス・相談支援 見込量一覧

サービス名	単位	第6期			第7期			
		実績		見込み	見込み			
		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	
訪問系サービス	居宅介護	利用実人数 (人/月)	77	79	83	85	87	89
		延利用時間数 (時間/月)	1,732	1,753	1,849	1,896	1,940	1,985
	重度訪問介護	利用実人数 (人/月)	2	2	3	4	4	4
		延利用時間数 (時間/月)	277	249	335	447	447	447
	同行援護	利用実人数 (人/月)	12	12	11	12	12	12
		延利用時間数 (時間/月)	99	105	88	104	104	104
	行動援護	利用実人数 (人/月)	0	0	1	1	1	1
		延利用時間数 (時間/月)	0	0	3	3	3	3
重度障がい者等包括支援	利用実人数 (人/月)	0	0	0	0	0	0	
	延利用時間数 (時間/月)	0	0	0	0	0	0	
日中活動系サービス	生活介護	利用実人数 (人/月)	171	167	163	167	167	167
		延利用人数日数 (人日/月)	3,441	3,315	3,301	3,323	3,323	3,323
	うち重度障がい者の利用者数	利用実人数 (人/月)	26	25	26	28	28	28
	自立訓練（機能訓練）	利用実人数 (人/月)	0	1	1	1	1	1
		延利用人数日数 (人日/月)	0	12	22	22	22	22
	自立訓練（生活訓練）	利用実人数 (人/月)	12	14	12	12	12	12
		延利用人数日数 (人日/月)	165	204	180	180	180	180
	うち精神障がい者の自立訓練 (生活訓練)	利用実人数 (人/月)	11	14	11	11	11	11
	就労選択支援	利用実人数 (人/月)					1	1
		延利用人数日数 (人日/月)					11	11
	就労移行支援	利用実人数 (人/月)	34	33	27	29	31	33
		延利用人数日数 (人日/月)	390	263	295	316	338	360
	就労継続支援A型	利用実人数 (人/月)	134	136	130	133	136	139
		延利用人数日数 (人日/月)	2,586	2,657	2,555	2,594	2,652	2,711
	就労継続支援B型	利用実人数 (人/月)	265	292	306	320	334	348
		延利用人数日数 (人日/月)	4,493	4,807	5,119	5,344	5,578	5,812
	就労定着支援	利用実人数 (人/月)	5	5	9	12	15	18
	療養介護	利用実人数 (人/月)	13	13	13	13	13	13
	福祉型短期入所	利用実人数 (人/月)	20	22	24	26	28	30
		延利用人数日数 (人日/月)	196	180	191	224	241	258
	うち重度障がい者の利用者数	利用実人数 (人/月)	10	8	8	9	10	11
	医療型短期入所	利用実人数 (人/月)	1	2	3	2	2	2
延利用人数日数 (人日/月)		12	14	16	14	14	14	
うち重度障がい者の利用者数	利用実人数 (人/月)	1	1	1	1	1	1	
施設・居住支援系サービス	自立生活援助	利用実人数 (人/月)	8	7	5	6	7	8
	うち精神障がい者の自立生活援助	利用実人数 (人/月)	7	6	2	2	2	2
	共同生活援助	利用実人数 (人/月)	152	156	169	173	177	181
	うち精神障がい者の自立生活援助	利用実人数 (人/月)	121	128	139	140	145	150
	施設入所支援	利用実人数 (人/月)	86	84	85	83	81	79
その他	地域移行支援	利用実人数 (人/月)	1	0	0	1	1	1
	うち精神障がい者の地域移行支援	利用実人数 (人/月)	1	0	0	1	1	1
	地域定着支援	利用実人数 (人/月)	0	0	0	1	1	1
	うち精神障がい者の地域定着支援	利用実人数 (人/月)	0	0	0	1	1	1
	計画相談支援	利用実人数 (人/年)	742	794	765	800	805	810

第3章 地域生活支援事業の見込量と確保策

障がいのある人が地域で自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じて、柔軟かつ効率的・効果的にサービスを実施することを目的とした事業です。

なお、地域生活支援事業には、自治体が必ず実施しなければならない「必須事業」と、自治体の判断で独自に実施することができる「任意事業」があります。

1 必須事業

【サービスの概要】

サービス名	内 容
理解促進研修・啓発事業	障がいのある人などに対する理解を深めるため、住民等に対し、研修・啓発事業を行う。
自発的活動支援事業	障がいのある人やその家族又は地域住民等が行うボランティア活動等の自発的に行う活動に対して支援を行う。
相談支援事業	
障がい者相談支援事業	障がいのある人などが抱える様々な問題について、相談に応じ、必要な情報の提供や助言、障がい福祉サービス等の利用支援等を行うとともに、障がいのある人の権利擁護のため必要な援助を行う。
基幹相談支援センター等機能強化事業	一般的な相談支援事業に加え、専門的職員を基幹相談支援センター等に配置することや、相談支援事業者等に専門的な指導・助言、情報提供、人材育成を活用し、相談支援機能の強化を図る。
住宅入居等支援事業 (居住サポート事業)	知的・精神障がい者等で保証人がいないなどの理由により賃貸住居に入居が困難な者に対し、入居に必要な調整等に係る支援を行う。
成年後見制度利用支援事業	低所得の知的・精神障がい者の権利擁護を図る事業であり、成年後見制度の申し立てに要する費用（登記手数料、鑑定費用等）や後見人等の報酬費を助成する。
成年後見制度法人後見支援事業	法人後見に関する研修や、法人後見を行う事業所の立ち上げ支援等を行う。
意思疎通支援事業	聴覚・言語・音声機能障がいのため、意思の疎通を図ることが困難な障がいのある人を支援するため、手話通訳者の設置や派遣等を行う。

サービス名	内 容
日常生活用具給付等事業	重度障がい者等に対し、介護訓練支援用具や自立生活支援用具等の日常生活用具の給付・貸付等を行い、日常生活の便宜や福祉の増進を図る。また、住宅改修に必要な費用の助成を行う。
手話奉仕員養成研修事業	聴覚障がい者等との交流活動を促進し、日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員を要請するための研修を行う。
移動支援事業	屋外での移動が困難な障がいのある人等に対して、外出のための同行支援を行う。
地域活動支援センター	創作的活動・生産活動の機会の提供や社会との交流促進等を行い、障がいのある人の地域生活支援の促進を図る。

【 サービスの見込量 】

サービス名	単位	第6期			第7期		
		実績		見込み	見込み		
		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
(1) 理解促進研修・啓発事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有
(2) 自発的活動支援事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有
(3) 相談支援事業							
①障がい者相談支援事業	箇所	4	4	4	4	4	4
ア 基幹相談支援センター	実施の有無	有	有	有	有	有	有
②基幹相談支援センター等機能強化事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有
③住宅入居等支援事業 (居住サポート事業)	実施の有無	有	有	有	有	有	有
(4) 成年後見制度利用支援事業	延件数	0	1	3	3	3	3
(5) 成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	無	無	無	有	有	有
(6) 意思疎通支援事業							
①手話通訳者・要約筆記者派遣事業	延件数	264	225	281	330	310	300
②手話通訳者設置事業	箇所	1	1	1	1	1	1
(7) 日常生活用具給付等事業	延件数	1,741	1,735	1,721	1,823	1,862	1,914
①介護・訓練支援用具	延件数	17	11	9	6	8	10
②自立生活支援用具	延件数	20	15	18	15	17	17
③在宅療養等支援用具	延件数	13	19	18	17	17	17
④情報・意思疎通支援用具	延件数	34	27	21	13	20	20
⑤排泄管理支援用具	延件数	1,652	1,654	1,649	1,766	1,800	1,850
⑥居室生活動作補助用具(住宅改修費)	延件数	4	8	6	6	8	10
(8) 手話奉仕員養成研修事業	受講者数	8	10	12	30	30	30
(9) 移動支援事業	実利用者数 (人/年)	31	30	32	40	40	40
	延時間	1,576	1,897	3,061	2,800	3,000	3,000

サービス名	単位	第6期			第7期		
		実績		見込み	見込み		
		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
(10) 地域活動支援センター							
市内のセンター利用	事業所数 (箇所)	1	1	1	1	1	1
	実利用者数 (人/年)	10	10	10	10	10	10
市外のセンター利用	事業所数 (箇所)	1	1	1	1	1	1
	実利用者数 (人/年)	4	4	4	5	5	5

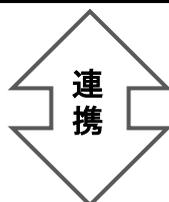
【見込量確保の方策】

サービス名	方 策
理解促進研修・啓発事業	地域住民に対して障がいのある人等に対する理解を深めるための研修・啓発事業を行うことで、地域住民への働きかけを強化します。
自発的活動支援事業	障がいのある人やその家族又は地域住民等が行うボランティア活動等の自発的な活動に対して支援を行います。
相談支援事業	
障がい者相談支援事業	基幹相談支援センターを中心に、困難ケースの対応を行う相談支援事業所、ピアカウンセリングに特化した相談支援事業所、さらに障がいのある子どもの相談支援事業所を設置し、幅広い相談対応を行います。
基幹相談支援センター等機能強化事業	障がいに関する総合相談窓口として基幹相談支援センターを設置し、相談対応だけでなく、相談支援事業者に対する指導・助言、情報提供、人材育成を行うことで相談支援機能を強化します。
住宅入居等支援事業 (居住サポート事業)	知的・精神障がい者等で保証人がいないなどの理由により賃貸住居に入居が困難な者に対し、入居に必要な調整等に係る支援を行うとともに、家主等への相談・助言を通じて障がいのある人の地域生活の支援を行います。
成年後見制度利用支援事業	低所得の知的・精神障がい者の権利擁護を図る事業であり、成年後見制度の申し立てに要する費用（登記手数料、鑑定費用等）や後見人等の報酬費を助成するとともに、成年後見制度や支援に関する事業内容の普及啓発を行います。
成年後見制度法人後見支援事業	後見業務を行う法人を確保する体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人貢献活動を支援することで、障がいのある人の権利擁護を図ります。 法人後見に関する研修や、法人後見を行う事業所の立ち上げ支援等を行い、困難事例等に円滑に対応するための支援体制の構築に努めます。
意思疎通支援事業	聴覚・言語機能・音声機能障がいのため、音声言語により意思疎通を図ることが困難な障がいのある人のコミュニケーション支援として、手話通訳者の設置や派遣等を行います。

日常生活用具給付等事業	現在、支給対象となっていないが要望が増えている物品（例：車椅子昇降機、非常用電源）、または支給対象であっても障がいのある人自身の症状の変化や技術の進歩によって、必要とされる種目や耐用年数に変化が生じている物品等の支給について、見直し・検討を行います。
手話奉仕員養成研修事業	年2回の手話奉仕員養成講座を継続し、聴覚障がい者等との交流活動等を促進するとともに、日常会話程度の手話表現技術を取得した手話奉仕員を養成します。
移動支援事業	<p>個別支援型のガイドヘルプサービスと、車両移送型の移送サービスを実施します。</p> <p>■個別支援型 視覚障がいや重度障がいのある身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者に対し、ヘルパーが外出時に付き添い、外出先での介護やコミュニケーションの支援を行うことにより、障がいのある人の地域生活や社会参加に関する外出を支援します。</p> <p>■車両移送型 外出時に車椅子を利用する障がいのある人に対し、福祉車両を使用して外出を支援します（移送サービス「らんらん」）。</p>
地域活動支援センター	<p>地域活動支援センターにはⅠ型～Ⅲ型の3類型が設定されています。</p> <p>■Ⅰ型 本市においては、基幹相談支援センターに専門職員（社会福祉士等）を4名配置しており、同様の役割を果たすものと考え、地域活動支援センターⅠ型としての機能強化事業は実施しないこととしています。</p> <p>■Ⅱ型 広域的な連携のもと、支援を行っていきます。</p> <p>■Ⅲ型 従来の小規模作業所です。小規模であっても障がいのある人の地域での活動場所として重要な役割を担ってきた機関であり、基礎的事業での実施はもとより、機能強化事業としてセンター機能の強化を支援します。</p>

＜ 行橋市の相談支援体制を構成する事業所（令和5年11月現在） ＞

機 関		担当中学校区	所在地／連絡先
委託相談支援事業所	行橋市社会福祉協議会	行橋	行橋市大字中津熊 501 番地
		中京	ウィズゆくはし内
		長峽	(電話) 0930-25-5534 (FAX) 0930-25-5536
	相談支援事業所 共生の里	行橋	行橋市泉中央6丁目11番15号
		今元	(電話) 0930-28-9388
		仲津	(FAX) 0930-28-9389
		泉	
ピアカウンセリング	相談支援事業所 共生の里	市内全域	行橋市泉中央6丁目11番15号 (電話) 0930-28-9388 (FAX) 0930-28-9389
障がい児相談	恵光園 ハイジ	市内全域	豊前市大字大西 1188-1 (電話) 0979-82-4478 (FAX) 0979-82-9319
就労の相談	障害者就業・生活支援センター エール	市内全域	行橋市南泉 3-1-5 (電話) 0930-25-7511 (FAX) 0930-25-7512



行橋市障がい者等基幹相談センター（ウィズゆくはし内）

社会福祉士等の専門の相談員を配置し、各相談機関と連携

※ピアカウンセリング：「ピア」とは対等・仲間の意味です。ピアカウンセリングでは同じような、あるいはよく似た経験を持つ者がお互い平等な立場で話を聞き合い、きめ細かなサポートによって地域での自立生活を実現する助けをします。

【 地域活動支援センターの概要 】

機 関	内 容
I 型	<p>○従来の「地域生活支援センター」に該当するもの。</p> <p>○基礎的事業に加え、専門職員（精神保健福祉士等）を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障がいに対する理解促進を図るための普及啓発等の事業を実施する。</p> <p>○相談支援事業と併せて実施ないし委託を受けていることを要件とする。</p>
II 型	<p>○従来の「居宅生活支援（デイサービス）」に該当するもの。</p> <p>○地域において雇用・就労が困難な在宅障がい者に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを実施する。</p>
III 型	<p>○地域において概ね5年以上安定的な運営が図られている小規模作業所等から移行するもの。</p>

※地域活動支援センターでは、I型～III型すべてにおいて「基礎的事業」として、利用者に対し創作的活動、生産活動機会の提供等地域の実情に応じた支援を行う。

【 行橋市及び近隣地域における地域活動支援センター 】

名 称	位置づけ・概要	所在地／連絡先
NPO法人 よろこびネット パンジープラザ デイサービスセンター	II 型 機能強化事業 (広域調整を実施)	京都郡苅田町幸町 6-91 (パンジープラザ内) (電話) 093-435-2211 (FAX) 093-435-2211
NPO法人 美夜古の会 (地域活動支援センター美夜古)	III 型 機能強化事業 (広域調整を実施)	行橋市宝山 600-4 (電話) 0930-22-1029 (FAX) 0930-22-1029

2 任意事業

【サービスの概要】

サービス名	内 容
福祉ホーム事業	日常生活の身の回りのことができ、継続して就労できる見込みがある人で、家庭環境等により住居の確保が困難な障がいのある人等に対して、低額な料金で居室やその他の設備を提供する。
訪問入浴サービス事業	ヘルパーによる居宅での入浴介護や、通所での入浴が困難な重度の身体障がい者等に対して、入浴車を派遣して、入浴サービスを提供する。
日中一時支援事業	障がいのある人等の家族の一時的な休息や、家族の就労支援のために、障がいのある人等の日中の預かりや日中活動の場を提供する。
自動車運転免許取得・改造助成事業	身体障がい者に対して、運転免許を取得する際の費用や、本人が運転する自動車の改造費の一部を助成する。
レクリエーション教室開催等事業	障がいのある人等が楽しめるレクリエーションの教室を開催する。
点字・声の広報等発行事業	視覚障がい者等に対して、市報等の内容を音声録音して配布する。

【サービスの見込量】

サービス名	単位	第6期			第7期		
		実績		見込み	見込み		
		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
福祉ホーム事業	実利用者数 (人/年)	1	1	1	1	1	1
訪問入浴サービス事業	実利用者数 (人/年)	8	10	11	10	10	10
日中一時支援事業	実利用者数 (人/年)	49	48	71	80	80	80
自動車運転免許取得・改造助成事業	延件数	0	3	0	4	4	4
レクリエーション教室開催等事業	開催回数	0	0	0	4	4	4
点字・声の広報等発行事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有

【見込量確保の方策】

サービス名	方 策
福祉ホーム事業	日常生活の中で介助を必要としない程度に生活習慣が確立されており、継続して就労できる見込みがある人で、家庭環境、住宅事情等により住居の確保が困難な障がいのある人等に対し、低額な料金で居室やその他の設備を提供し、社会復帰の促進・自立の促進を図ります。
訪問入浴サービス事業	利用ニーズは今後も高いと考えられることから、介護者である家族の支援として必要な人へ適切に提供できるよう、事業者との連携を図りつつ事業を推進します。
日中一時支援事業	市内及び近隣市町村の施設に委託して実施しており、障がいのある人等の日中活動、家族の一時的休息のためのサービスであることから、今後もサービスの継続と利用促進に努めます。
自動車運転免許取得・改造助成事業	身体障がい者の就労及び社会参加促進のため、サービスの継続と利用促進に努めます。
レクリエーション教室開催等事業	障がいのある人等の体力増強、交流、余暇等に資するため、また、障がいのある人等がスポーツに触れる機会を提供するため、サービスの継続と利用促進に努めます。
点字・声の広報等発行事業	市報等の広報誌の録音 CD の作成、配布を継続し、視覚障がい者の情報取得の機会を確保します。



3 地域生活支援事業 見込量一覧

サービス名	単位	第6期			第7期		
		実績		見込み	見込み		
		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
(1) 理解促進研修・啓発事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有
(2) 自発的活動支援事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有
(3) 相談支援事業							
①障がい者相談支援事業	箇所	4	4	4	4	4	4
ア 基幹相談支援センター	実施の有無	有	有	有	有	有	有
②基幹相談支援センター等機能強化事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有
③住宅入居等支援事業 (居住サポート事業)	実施の有無	有	有	有	有	有	有
(4) 成年後見制度利用支援事業	延件数	0	1	3	3	3	3
(5) 成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	無	無	無	有	有	有
(6) 意思疎通支援事業							
①手話通訳者・要約筆記者派遣事業	延件数	264	225	281	330	310	300
②手話通訳者設置事業	箇所	1	1	1	1	1	1
(7) 日常生活用具給付等事業	延件数	1,741	1,735	1,721	1,823	1,862	1,914
①介護・訓練支援用具	延件数	17	11	9	6	8	10
②自立生活支援用具	延件数	20	15	18	15	17	17
③在宅療養等支援用具	延件数	13	19	18	17	17	17
④情報・意思疎通支援用具	延件数	34	27	21	13	20	20
⑤排泄管理支援用具	延件数	1,652	1,654	1,649	1,766	1,800	1,850
⑥居宅生活動作補助用具（住宅改修費）	延件数	4	8	6	6	8	10
(8) 手話奉仕員養成研修事業	受講者数	8	10	12	30	30	30
(9) 移動支援事業	実利用者数 (人/年)	31	30	32	40	40	40
	延時間	1,576	1,897	3,061	2,800	3,000	3,000
(10) 地域活動支援センター							
市内のセンター利用	事業所数 (箇所)	1	1	1	1	1	1
	実利用者数 (人/年)	10	10	10	10	10	10
	事業所数 (箇所)	1	1	1	1	1	1
	実利用者数 (人/年)	4	4	4	5	5	5
市外のセンター利用	事業所数 (箇所)	1	1	1	1	1	1
	実利用者数 (人/年)	4	4	4	5	5	5
福祉ホーム事業	実利用者数 (人/年)	1	1	1	1	1	1
訪問入浴サービス事業	実利用者数 (人/年)	8	10	11	10	10	10
日中一時支援事業	実利用者数 (人/年)	49	48	71	80	80	80
自動車運転免許取得・改造助成事業	延件数	0	3	0	4	4	4
レクリエーション教室開催等事業	開催回数	0	0	0	4	4	4
点字・声の広報等発行事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有

第4章 障がい児通所支援事業等の見込量と確保策

障がい等のある子どもの健やかな育成を支援するため、子ども及びその家族に対して、障がい等の疑いがある段階から身近な地域で支援ができるよう、障がい児通所支援や障がい児相談支援の見込量及びその確保の方策について設定し、地域支援体制の構築をめざします。

1 障がい児通所支援

【サービスの概要】

サービス名	内 容	
障がい児通所支援	児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等の支援を行う。
	医療型児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等の支援及び治療を行う。
	放課後等デイサービス	授業の終了後又は休校日に、児童発達支援センター等の施設に通わせ、生活能力向上のための必要な訓練、社会との交流促進等の支援を行う。
	保育所等訪問支援	保育所を訪問し、障がいのある子どもが集団生活へ適応できるよう専門的な支援等を行う。
	居宅訪問型児童発達支援	重い障がいのある子どもや医療的ケア児等に対して、居宅を訪問して発達支援を行う。

【サービスの見込量】

サービス名	単位	第2期			第3期		
		実績		見込み	見込み		
		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
児童発達支援	利用実人数 (人/月)	148	186	201	216	231	246
	延利用人数 (人日/月)	1,081	1,494	1,820	1,758	1,880	2,002
医療型児童発達支援	利用実人数 (人/月)	0	0	0	0	1	1
	延利用人数 (人日/月)	0	0	0	0	8	8
放課後等デイサービス	利用実人数 (人/月)	309	313	338	353	368	383
	延利用人数 (人日/月)	3,555	3,618	3,955	4,130	4,306	4,481
保育所等訪問支援	利用実人数 (人/月)	7	6	5	6	7	8
	延利用人数 (人日/月)	10	8	6	8	9	10
居宅訪問型児童発達支援	利用実人数 (人/月)	3	2	3	3	4	5
	延利用人数 (人日/月)	18	8	13	13	17	22

【見込量確保の方策】

サービス名	方 策	
障がい児通所支援	児童発達支援	就学による利用者の減少はありますが、療育を開始する児童は年々増加しているため、今後も近年の増加傾向が続くと見込んでいます。事業所の定員数は充足していますが、療育に対するニーズが増加する見込みであるため、必要とする療育が受けられるよう、施設整備については必要に応じて検討します。
	医療型児童発達支援	市内に事業所がなく、利用実績があがっていないものの、医療的管理の下で支援が必要である児童が想定されるため、今後整備することを目標とします。
	放課後等デイサービス	一人ひとりの特性に応じた、より質の高いサービスが提供できるよう、事業所の体制の強化や職員の資質向上、活動内容の充実を図るために必要な情報提供等に努めます。 今後も近年の増加傾向が続くと見込んでいますが、市内事業所の定員数が充足しているため、基本的には新規事業所は整備しません。
	保育所等訪問支援	保育所や学校等、児童が普段過ごしている場所での集団適応を専門的に支援するサービスであり、重要なサービスであると考えます。今後普及が期待されるサービスで、微増傾向を想定しています。
	居宅訪問型児童発達支援	対象者は重い障がいのある子どもや医療的ケア児で、ニーズが増加する見込みであるため、現在の対象者から微増傾向と想定しています。

2 障がい児相談支援

【サービスの概要】

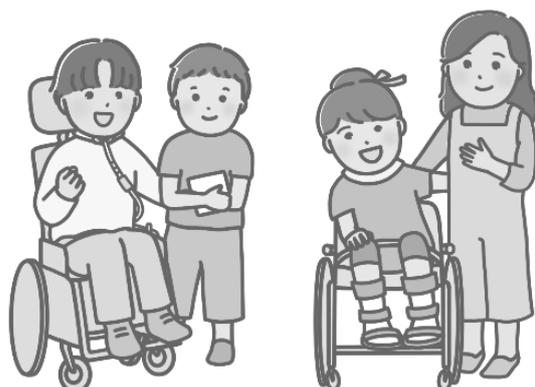
サービス名	内 容
障がい児相談支援	障がい児通所支援事業等を利用するための計画を作成し、またサービス等の利用状況を検証して見直しを行い、サービス事業者との連携調整を行う。

【サービスの見込量】

サービス名	単位	第2期			第3期		
		実績		見込み	見込み		
		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
障がい児相談支援	利用実人数 (人/年)	573	594	656	693	732	770

【見込量確保の方策】

サービス名	方 策
障がい児相談支援	障がい児通所支援事業等の利用者の増加に伴い、増加傾向と想定します。 引き続き相談支援の提供体制の整備を行い、利用者のニーズに応じたサービス提供を促進します。



3 障がい児通所支援事業等 見込量一覧

サービス名	単位	第2期			第3期			
		実績		見込み	見込み			
		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	
障がい児通所支援	児童発達支援	利用実人数 (人/月)	148	186	201	216	231	246
		延利用人数 (人日/月)	1,081	1,494	1,820	1,758	1,880	2,002
	医療型児童発達支援	利用実人数 (人/月)	0	0	0	0	1	1
		延利用人数 (人日/月)	0	0	0	0	8	8
	放課後等デイサービス	利用実人数 (人/月)	309	313	338	353	368	383
		延利用人数 (人日/月)	3,555	3,618	3,955	4,130	4,306	4,481
	保育所等訪問支援	利用実人数 (人/月)	7	6	5	6	7	8
		延利用人数 (人日/月)	10	8	6	8	9	10
居宅訪問型児童発達支援	利用実人数 (人/月)	3	2	3	3	4	5	
	延利用人数 (人日/月)	18	8	13	13	17	22	
相談支援	障がい児相談支援	利用実人数 (人/年)	573	594	656	693	732	770



第5章 権利擁護体制の充実

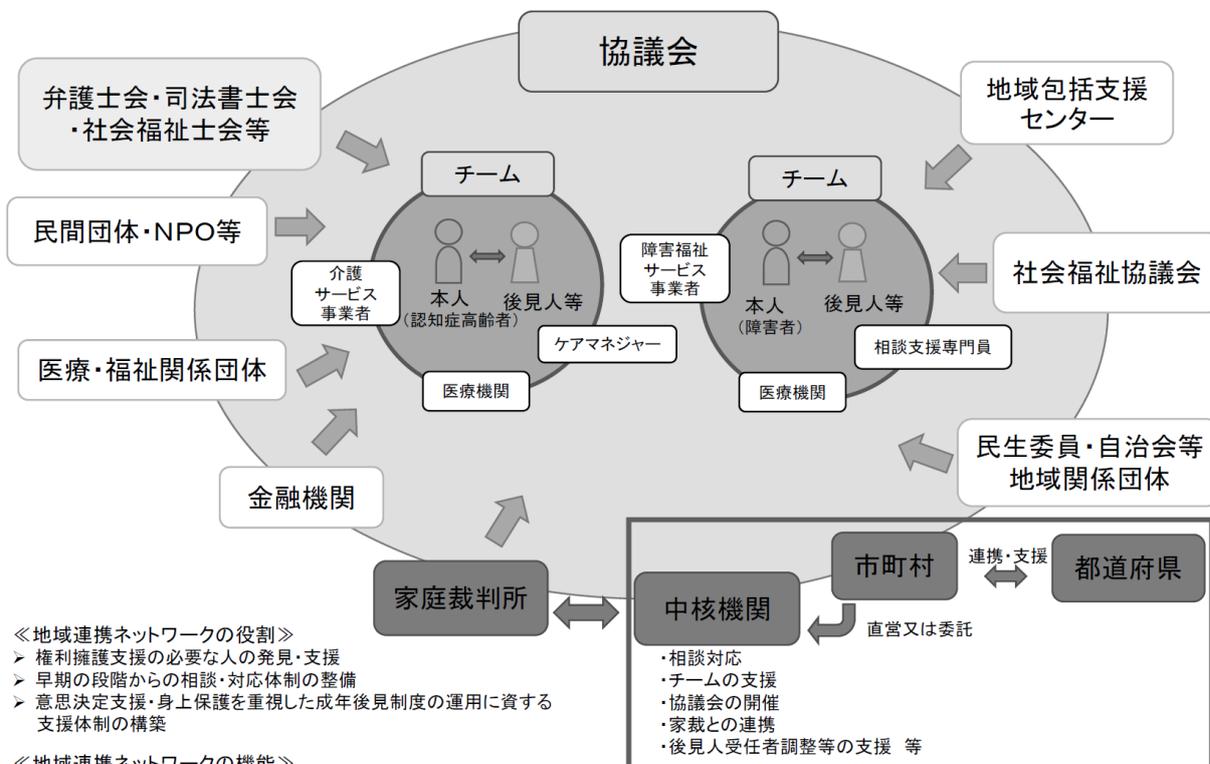
1 権利擁護支援の連携強化と本人を見守る「チーム」体制の整備

本市では、平成31年3月に「行橋市成年後見制度利用促進基本計画」を策定し、令和2年7月に権利擁護支援に関する地域連携ネットワークの全体のコーディネート機関（中核機関）として「行橋・京都成年後見センター《おれんじ》」を開所しました。

権利擁護体制を確立させていくために、引き続き、専門職団体（弁護士会、司法書士会、社会福祉士会等）の協力が必要であり、行橋市障がい者等基幹相談支援センターをはじめとした関係機関と連携を強化し、相談体制の強化（権利擁護支援の必要な人の発見・支援、早期の段階からの相談・対応）と、対応する職員の技術向上に努めます。

また、本人の意思を尊重した柔軟な対応のために、行橋・京都成年後見センターを中心に、福祉等の関係者と後見人等が「チーム」となって本人を見守る体制の強化を図ります。

＜ 障がいのある人の地域生活を支えるネットワーク（イメージ） ＞



- ＜地域連携ネットワークの役割＞
- 権利擁護支援の必要な人の発見・支援
 - 早期の段階からの相談・対応体制の整備
 - 意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築

- ＜地域連携ネットワークの機能＞
- ・広報機能、相談機能、利用促進機能、後見人支援機能、不正防止効果

※チーム：本人に身近な親族、福祉・医療・地域等の関係者と後見人がチームとなって日常的に本人を見守り、本人の意思や状況を継続的に把握し必要な対応を行う体制

2 権利擁護関連事業の活用促進

認知症高齢者や知的障がい者、精神障がい者等、判断能力が十分でない人の権利が守られ、必要な介護保険サービスや福祉サービスを利用して、その人らしい生活を送ることができるよう、権利擁護に関わる各種事業の活用促進を図ります。

(1) 成年後見制度利用支援事業

成年後見制度とは、認知症や知的障がい、精神障がい等で判断能力が不十分な方を保護・支援する制度で、後見の開始の審判申立てについては、本人、配偶者、4親等以内の親族等の当事者が申し立てることが基本となっています。

成年後見制度利用支援事業では、成年後見制度の利用が必要な方で、本人に身寄りがなく申立てを行うことが困難な場合や家族から虐待を受けている方に対し、市長が代わって申立てを行います。

(2) 法人後見事業

法人後見とは、社会福祉法人や社団法人、NPO等の法人が、成年後見人、保佐人、もしくは補助人（以下、「成年後見人等」という。）になり、親族等が個人で成年後見人等に就任した場合と同様に、判断能力が不十分な人の保護・支援を行うことをいいます。

行橋市社会福祉協議会では、成年後見制度の利用を必要とされる方の成年後見人等に就任し、ご本人に代わって契約等を行ったり、ご本人が行った不利益な契約を取り消したりすることができるようになります。

(3) 日常生活自立支援事業

障がい等により判断能力が不十分な方が、できる限り地域で自立した生活を継続していくために、必要な福祉サービスの利用手続きや日常的な金銭管理など「日常生活上の事務的行為」の手伝いを行うために、社会福祉協議会が本人と利用契約を交わして行う事業です。

本事業について活用促進を図るため、事業の周知に努めるとともに、行橋市社会福祉協議会との連携に努めます。

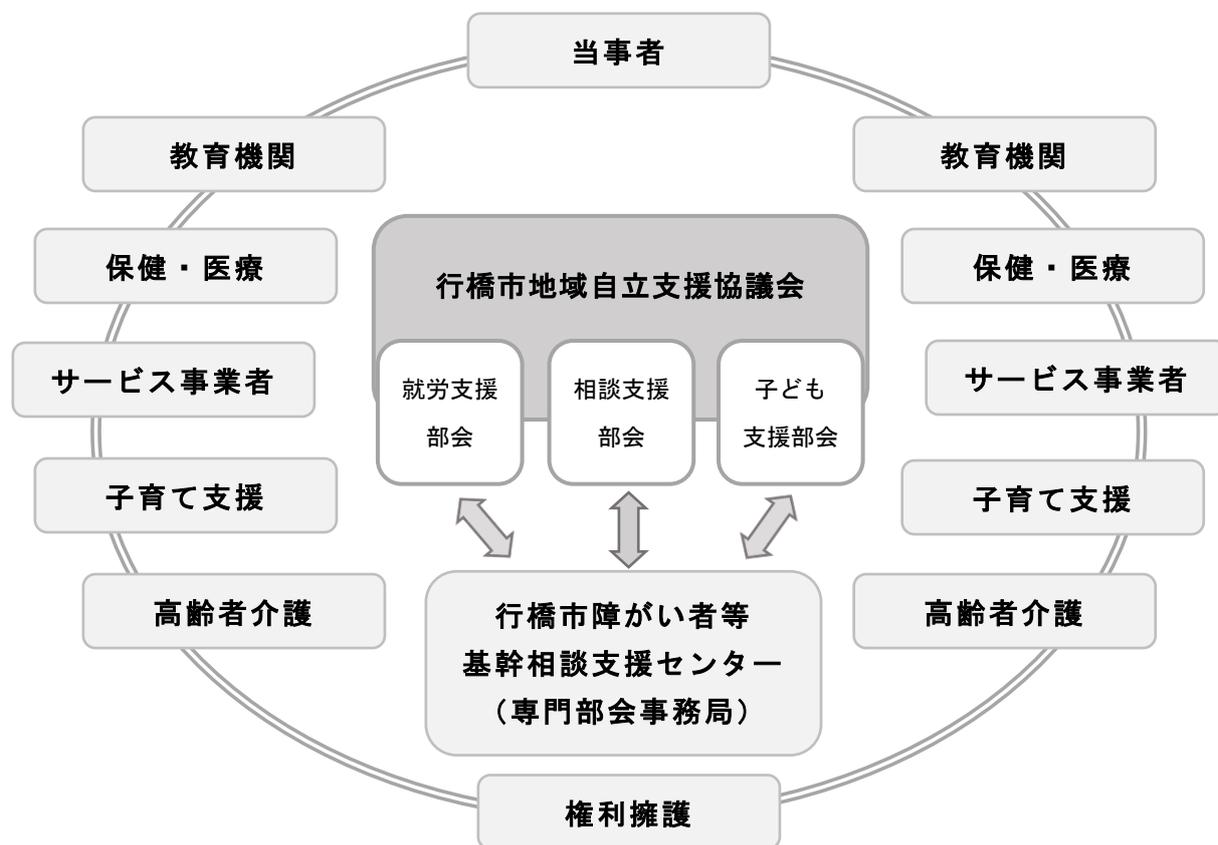
第6章 サービスの円滑な実施に向けて

1 障がいのある人の地域生活を支えるネットワークの構築

障がいのある人が自立した生活を送るためには、単に障がい福祉サービス等が整備されているだけでなく、住まいの確保にはじまり、就労の場や通学、生活上の介助や見守り等、生活全般に対する支援が必要です。

このため、本市では、行橋市地域自立支援協議会及び3つの専門部会を設置し、基幹相談支援センターを中核として、障がいのある人の生活に関わる様々な分野の関係機関・団体等のネットワークを推進しています。

< 障がいのある人の地域生活を支えるネットワーク（イメージ） >



※専門部会については、必要に応じて新たな部会を設置する。

【基幹相談支援センターの役割】

(1) 総合的・専門的な相談支援の実施

障がいのある人の種別や各種ニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援の実施

(2) 地域の相談支援体制の強化

- ① 地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言
- ② 地域の相談支援事業者の人材育成の支援
- ③ 地域の相談機関との連携強化

(3) 地域移行・地域定着の促進

- ① 障がい者支援施設や精神科病院等への地域移行に向けた普及啓発
- ② 地域生活を支えるための体制整備に係るコーディネート

(4) 権利擁護・虐待の防止

- ① 成年後見制度利用支援事業の実施
- ② 虐待を防止するための取り組み

委託相談支援事業所では、下記のように相談支援を実施

- ・相談支援専門員の配置
- ・福祉サービスの利用援助（情報提供・相談）
- ・社会資源を活用するための支援（各種支援策に関する助言・指導）
- ・社会生活力を高めるための支援
- ・ピアカウンセリング
- ・権利擁護のために必要な援助
- ・専門機関の紹介
- ・居住サポート

※個別の相談に対応する中で出会うさまざまなニーズについて、地域で取り組むべき課題については、自立支援協議会で協議・検討し、解決のためのネットワークづくり等に取り組む。

【地域自立支援協議会の主な機能】

- ・地域の関係機関によるネットワークに向けた協議
- ・福祉サービス利用に係る相談支援事業の中立・公平性の確保（事業評価）
- ・困難事例への対応のあり方に関する協議・調整
- ・市障がい福祉計画の作成・具体化に向けた協議等

2 障害者総合支援法及び児童福祉法の周知

障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく新たなサービスを、障がいのある人や障がいのある子どもが適切に利用することができるよう、法律やサービスの内容、利用手続き等について、広報やチラシ、パンフレット、ホームページをはじめとした様々な媒体を活用して、わかりやすく、かつ障がいの種類に応じた適切な情報提供を図ります。

また、こうした媒体だけでは情報が行き届かない人も多いため、相談窓口での説明・情報提供を徹底するほか、日常的に障がいのある人と接する機会の多いサービス事業者等と連携し、これらの関係機関・団体を通じた情報提供に努めます。

3 公平・公正な区分認定審査の実施

介護給付等の支給決定に関する行橋市自立支援給付認定審査会において公正な審査が行われるよう、県等と連携して審査員の研修等を実施していきます。

4 「行橋市障がい者福祉長期計画」に基づく 障がい者施策全般の推進

本計画は障害者総合支援法及び児童福祉法に基づき、障がい福祉サービス等の見込量や確保の方策等を定める計画ですが、障がいのある人が地域で自立して生活し続けるためには、障がい福祉サービスの基盤整備だけでなく、障がいのある人に対する理解促進や、障がいのある子どもに対する学校教育等の充実、バリアフリーのまちづくり、権利擁護、災害対策等、障がいのある人の日常生活に関わるあらゆる分野の施策を充実することが必要です。

このような障がいのある人の生活全般に関わる施策については、障害者基本法に基づく「行橋市障がい者福祉長期計画（第3期）」（令和元年度～令和10年度）を平成31年3月に改定しており、障がい福祉施策の基本方針を定めています。当該計画に基づき、教育や就労、社会参加等、障がいのある人の地域生活全般に関わる各種施策の推進を図ります。

第7章 計画の推進

1 計画の点検・評価と進行管理

障がい者関係団体の代表、保健、医学、福祉関係者、学識経験者、行政関係者等で構成される「行橋市地域自立支援協議会」において、計画の全体的な実施状況の点検・評価を定期的実施し、進行管理を行います。

2 障がい福祉サービス事業所等整備の検討

障がい福祉サービス等の充実及び柔軟かつ効率的なサービス提供体制を実現し、将来にわたり継続していくために、行橋市内の障がい福祉サービス事業所等の定員管理のあり方や、創設及び施設整備に係る事項を検討するために、行橋市障がい福祉サービス事業所等整備検討委員会を設置しています。

3 市民・関係団体等との協働体制づくり

本計画に基づき、障がい福祉サービス事業所等の基盤整備や相談支援体制づくりを推進するためには、地域の関係団体・機関やサービス事業者等との連携・協働が必要です。本市では、行橋市地域自立支援協議会の専門部会として「就労支援部会」「相談支援部会」「子ども支援部会」の3部会を設置し、庁内関係各課及び地域の関係機関・団体が連携して、障がいのある人を取り巻く各分野の課題解決や障がいのある人の自立生活に必要な各種サービスの基盤整備等に取り組んでいきます。

4 県・近隣市町村との連携

サービスの基盤整備については、本市だけでなく広域的に取り組む必要がある事項も多いことから、県や北九州市、京築地域の市町村と連携を取りながら、計画を推進していきます。

資料編

1 計画策定の経緯

期 日	内 容
令和5年 8月 1日	行橋市障がい福祉計画策定委員会（第1回） <ul style="list-style-type: none"> ・第7期行橋市障がい福祉計画及び第3期行橋市障がい児福祉計画の概要・スケジュール説明 ・第6期行橋市障がい福祉計画及び第2期行橋市障がい児福祉計画の進捗状況報告 ・アンケートについての説明
令和5年 10月25日	行橋市障がい福祉計画策定委員会（第2回） <ul style="list-style-type: none"> ・アンケート調査結果報告 ・第7期計画策定方針についての説明 ・第7期行橋市障がい福祉計画及び第3期行橋市障がい児福祉計画骨子案（総論）についての説明
令和6年 1月19日	行橋市障がい福祉計画策定委員会（第3回） <ul style="list-style-type: none"> ・第7期行橋市障がい福祉計画及び第3期行橋市障がい児福祉計画（素案）についての審議 ・パブリックコメントについての説明
令和6年 3月 1日 ～ 3月15日	パブリックコメント募集

2 行橋市地域自立支援協議会設置要綱

行橋市地域自立支援協議会設置要綱

平成19年10月1日

告示第95号

(設置)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第77条1項第3号に規定する事業（次条第1号において「相談支援事業」という。）をはじめとする地域の障害福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす協議の場として、行橋市地域自立支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 市が相談支援事業を委託した場合における受託事業者の中立・公平性を確保するための運営評価等に関すること。
- (2) 地域の関係機関によるネットワーク構築等に向けた協議に関すること。
- (3) 困難事例への対応のあり方に関する協議調整に関すること。
- (4) 市の障害福祉計画等の策定に関する事項を調査、審議し、市長に報告すること。
- (5) その他の相談支援体制の整備に関し、協議会が必要と認める事項

(組織)

第3条 協議会は、委員15人以内で組織する。

- 2 委員は、有識者、保健医療機関、障害者関係団体及び関係行政機関等から市長が委嘱する。
- 3 協議会の委員に欠員が生じたときは、速やかに後任の委員を委嘱するものとする。

(任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。
- 3 会長は、会務を総理し協議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、必要に応じ、会長が招集する。

2 会長は、必要があるときには、協議会の会議に有識者等の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(専門部会の設置)

第7条 会長は、第2条に規定する事務のうち特定事項を協議するため必要があると認めるときは、専門部会を設置することができる。

2 専門部会は、地域の実情に応じた多様なかたちで実施し、検討事項については協議会に報告・提案を行うことができる。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、福祉部地域福祉課障がい者支援室において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営等に関し必要な事項は、別に定める。

(以下略)

3 行橋市地域自立支援協議会 委員名簿

区分	氏名（敬称略）	所属する団体	備考
有識者	辻 和明	北九州リハビリテーション学院	会長
各種専門部会の代表	坂元 利昭	指定特定相談支援事業所 共生の里	副会長
保健医療機関	岩本 治也	福岡県京築保健福祉環境事務所	
障がい者関係団体	田淵 哲朗	行橋市障害者（児）施設連絡協議会	
障がい者関係団体	加藤 芳教	行橋市身体障害者福祉協会	
障がい者関係団体	松永 カズミ	行橋市手をつなぐ育成会	
関係行政機関	福山 直樹	行橋・京都成年後見センターおれんじ	令和5年6月31日まで
関係行政機関	篠原 博幸	行橋・京都成年後見センターおれんじ	令和5年7月1日から
関係行政機関	原田 誠	行橋公共職業安定所（ハローワーク）	
関係行政機関	川上 俊輔	障害者就業・生活支援センター	
関係行政機関	三田井 秀信	行橋市教育委員会	
関係行政機関	岡本 しのぶ	仲津高齢者相談支援センター	令和6年1月31日まで
関係行政機関	山本 秀吾	仲津高齢者相談支援センター	令和6年2月1日から
各種専門部会の代表	山本 浩子	じょぶトレーニング行橋	
各種専門部会の代表	吉田 陽子	放課後等デイサービス オアシス	
民生委員児童委員協議会	末松 千幸	行橋市民生委員児童委員協議会	
社会福祉協議会	松本 正弘	行橋市社会福祉協議会	
住民代表	時田 保子	住民代表	

（令和6年3月現在）

第7期行橋市障がい福祉計画及び
第3期行橋市障がい児福祉計画
(令和6年度～令和8年度)
令和6年3月発行

発行 行橋市 福祉部 地域福祉課
障がい者支援室 障がい者支援係

〒824-8601

福岡県行橋市中央一丁目1番1号

電話 (0930) 25-1111

FAX (0930) 22-7952

